

# **新株式発行並びに株式売出届出目論見書**

**平成28年11月**

**S i n c e r e®**

**株式会社シンシア**

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式357,000千円（見込額）の募集及び株式525,000千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）ならびに株式105,000千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成28年11月11日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

# **新株式発行並びに株式売出届出目論見書**

**株式会社シンシア**

東京都中央区日本橋箱崎町30番1号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。  
詳細は、本文の該当ページをご覧下さい。

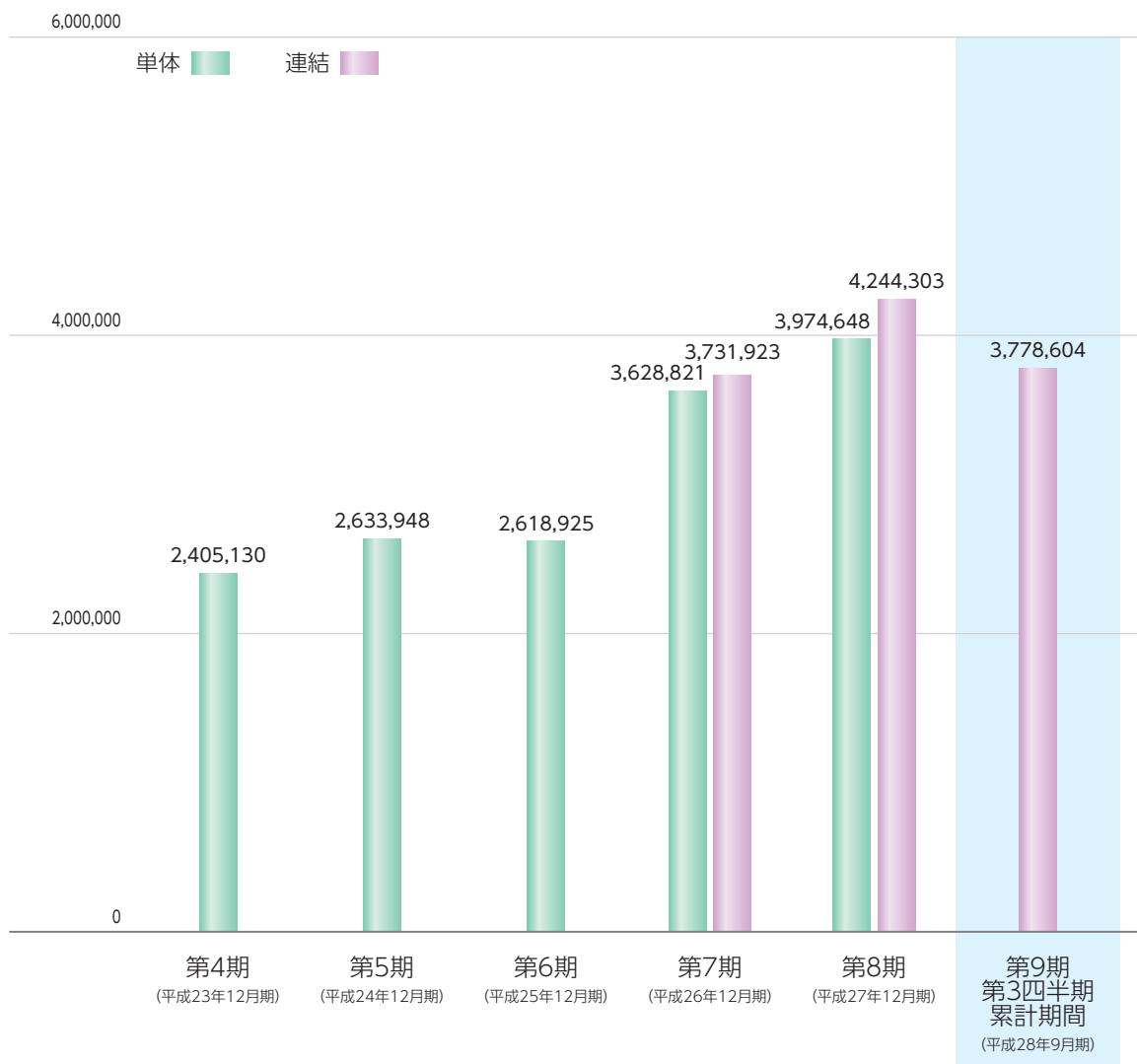
## 1

## 事業の概況

当社グループは、当社及び連結子会社3社、非連結子会社2社で構成されており、コンタクトレンズ事業の単一セグメントであります。

### ● 売上高構成

(単位：千円)



(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## 2

## 業績等の推移

## ● 主要な経営指標等の推移

(単位：千円)

回 次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期 第3四半期
決算年月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年9月
<b>(1) 連結経営指標等</b>						
売上高				3,731,923	4,244,303	3,778,604
経常利益				366,386	318,346	184,877
当期(親会社株主に帰属する四半期) 純利益				216,291	211,804	108,997
包括利益又は四半期包括利益				527,768	62,320	△127,389
純資産額				1,613,643	1,662,953	1,535,837
総資産額				3,202,151	3,015,798	3,058,327
1株当たり純資産額 (円)				806.82	880.24	—
1株当たり当期(四半期) 純利益金額 (円)				108.15	121.33	57.70
潜在株式調整後1株当たり (円)				—	—	—
当期(四半期) 純利益金額				50.39	55.14	50.20
自己資本比率 (%)				16.02	12.93	—
自己資本利益率 (%)				—	—	—
株価収益率 (倍)				△388,841	△51,727	—
営業活動によるキャッシュ・フロー				627,350	119,120	—
投資活動によるキャッシュ・フロー				△128,004	△22,204	—
財務活動によるキャッシュ・フロー				802,314	838,398	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末) 残高				39	41	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)				(4)	(3)	(-)
<b>(2) 提出会社の経営指標等</b>						
売上高	2,405,130	2,633,948	2,618,925	3,628,821	3,974,648	
経常利益	376,659	447,805	671,042	372,207	300,837	
当期純利益	205,613	256,757	363,322	223,907	201,239	
資本金	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	
発行済株式総数 (株)	1,000	1,000	1,000	20,000	20,000	
純資産額	520,511	577,268	1,074,189	1,608,439	1,647,403	
総資産額	1,453,628	1,636,774	2,627,020	3,133,573	2,947,757	
1株当たり純資産額 (円)	520,511.10	577,268.91	1,074,189.73	804.22	872.00	
1株当たり配当額 (円) (うち1株当たり中間配当額)	— (-)	200,000 (200,000)	— (-)	— (-)	— (-)	
1株当たり当期純利益金額 (円)	205,613.86	256,757.81	363,322.74	111.95	115.28	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	
自己資本比率 (%)	35.81	35.27	40.89	51.33	55.88	
自己資本利益率 (%)	49.22	46.78	44.00	16.69	12.36	
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	
配当性向 (%)	—	77.89	—	—	—	
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	22	28	30	33	34	

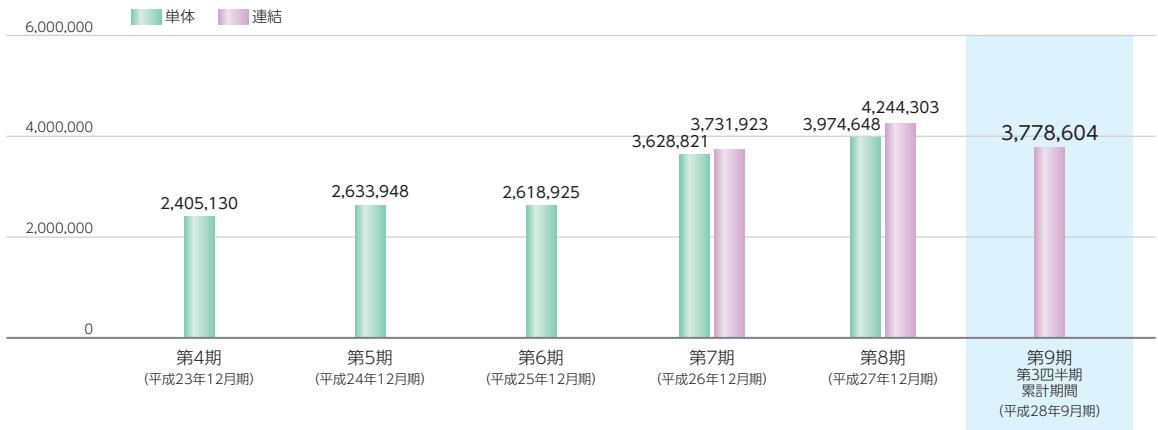
- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。  
 2. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期) 純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。  
 3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。  
 4. 当社は、平成26年3月28日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、また、平成28年9月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行ってあります。そのため、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期) 純利益金額を算定しております。  
 5. 前連結会計年度(第7期)、前事業年度(第7期) 及び当連結会計年度(第8期)、当事業年度(第8期)の連結財務諸表及び財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。なお、第9期第3四半期の四半期連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。  
 6. 主要な経営指標等の推移のうち、第4期から第6期については、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりません。  
 7. 当社は、第7期より連結財務諸表を作成しております。  
 8. 第9期第3四半期における売上高、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益、四半期包括利益及び1株当たり四半期純利益金額については、第9期第3四半期連結累計期間の数値を、純資産額、純資産額及び自己資本比率については、第9期第3四半期連結会計期間末の数値を記載しております。  
 9. 当社は、平成26年3月28日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、また、平成28年9月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。  
 そこで、東京証券取引所自主規制法人(現：日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」の作成上の留意点について(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第4期、第5期及び第6期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回 次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月
<b>提出会社の経営指標等</b>					
1株当たり純資産額 (円)	260.26	288.63	537.09	804.22	872.00
1株当たり当期純利益金額 (円)	102.81	128.38	181.66	111.95	115.28
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (-)	100 (100)	— (-)	— (-)	— (-)

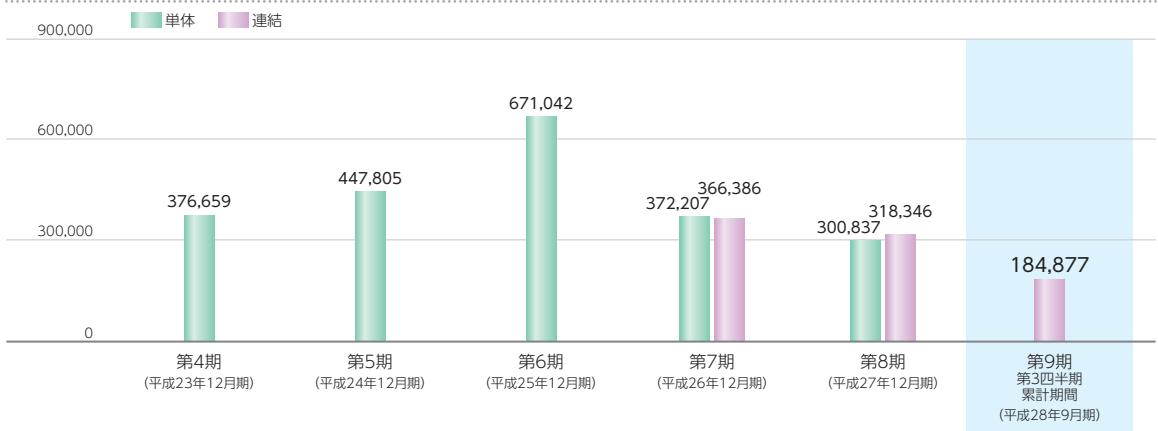
## ● 売上高

(単位：千円)



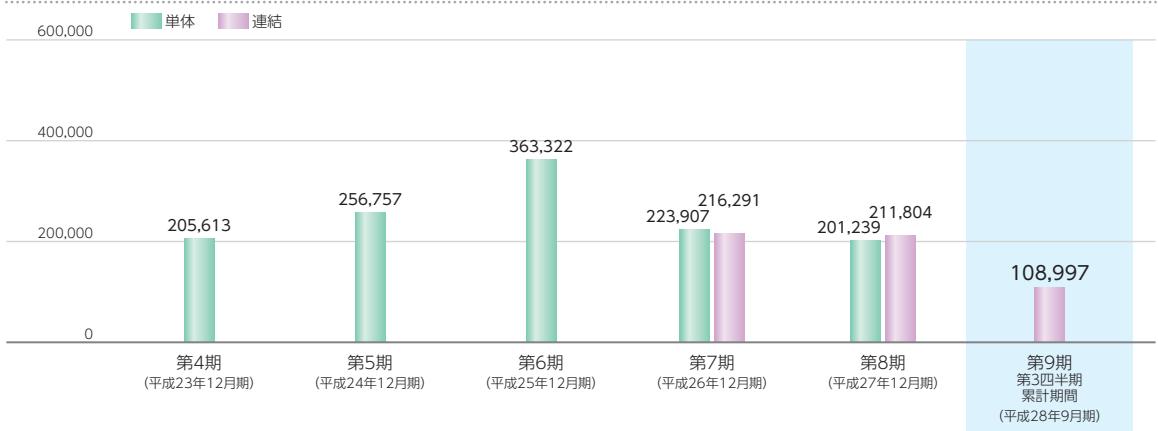
## ● 経常利益

(単位：千円)



## ● 当期（親会社株主に帰属する四半期）純利益

(単位：千円)



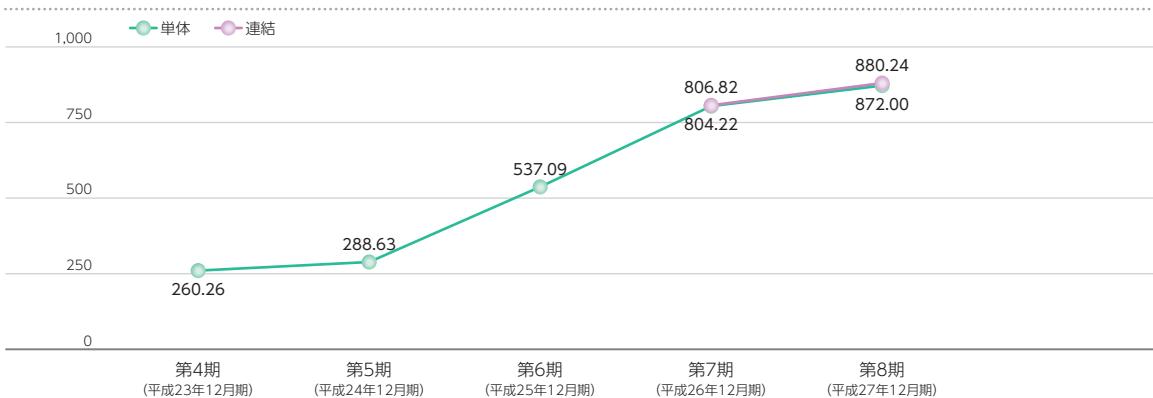
## ● 純資産額／総資産額

(単位：千円)



## ● 1株当たり純資産額

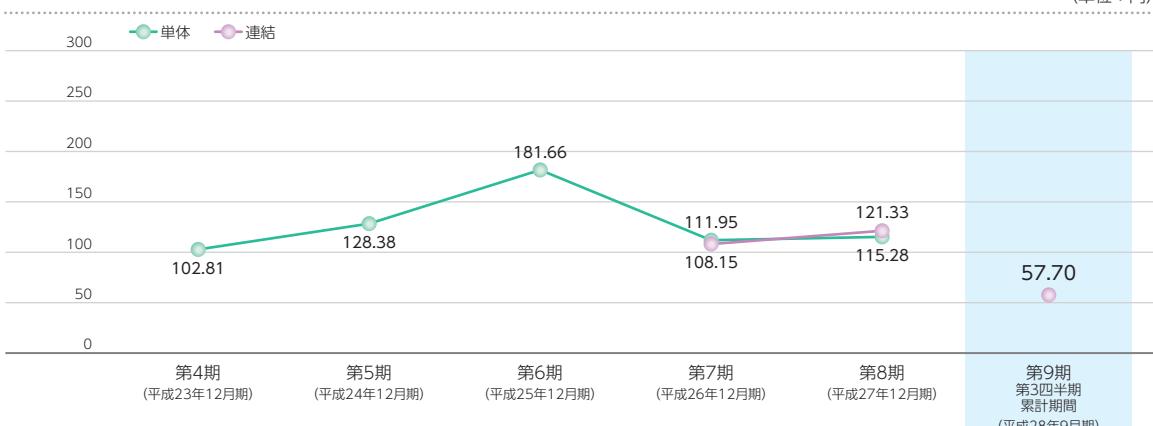
(単位：円)



(注) 当社は、平成26年3月28日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、また、平成28年9月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記では、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

## ● 1株当たり当期（四半期）純利益金額

(単位：円)



(注) 当社は、平成26年3月28日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、また、平成28年9月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記では、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

## 3

## 事業の内容

当社及びグループ各社の事業区分は下表のとおりであります。

所在地区分	事業区分	会社名
国内	コンタクトレンズの製造・販売	当社
	コンタクトレンズの販売	株式会社カラコンワークス
海外	コンタクトレンズの販売	Sincere Vision Co.,Ltd. (香港)
	コンタクトレンズの販売	新視野光學股份有限公司 (台湾)
	コンタクトレンズの販売	Sincere Vision (Thailand) Co.,Ltd. (タイ)
	コンタクトレンズの販売	SINCERE LENS SDN.BHD. (マレーシア)

当社は、創業以来、コンタクトレンズの中でも成長カテゴリーである、1日使い捨て、2週間交換、1ヶ月交換タイプといった使い捨てコンタクトレンズに注力し、当社ブランド「L-CON」シリーズを中心として事業を営んでまいりました。平成21年11月に視力補正を目的としないサークルレンズ、カラーコンタクトレンズといったおしゃれ用コンタクトレンズが医薬品医療機器等法の規制対象となったことを契機として、クリアレンズで培ったノウハウをおしゃれ用コンタクトレンズに生かすため、平成22年3月に1ヶ月交換カラーコンタクトレンズ「FAIRY」を発売いたしました。以来、おしゃれ用コンタクトレンズの需要の高まりと共にデザイン、使用期限等に対するおしゃれ用コンタクトレンズユーザーの多様なニーズに対応するため、「L-CON POP」シリーズ、「Ultimate PEARL」シリーズ、「Select FAIRY」シリーズ、「Miche Bloomin'」シリーズ、「EYE BEAUTY」シリーズといった、数多くのおしゃれ用コンタクトレンズブランドを発売してまいりました。

また、当社では取引先プライベートブランドコンタクトレンズの受託製造にも積極的に取り組んでおり、当社の専門知識と取引先の企画開発力を融合した商品を市場展開しております。

なお、当社ブランド商品を商品カテゴリー別、使用期限別に分類すると以下のとおりとなります。

カテゴリー別	使用期限別	ブランド名
クリアレンズ	1日使い捨て	L-CON 1DAY
		L-CON 1DAY EXCEED
		L-CON 1DAY MOISTURE
	2週間交換	Ultimate 1DAY
		2week CANVIEW
		L-CON 2WEEK UV
サークルレンズ	1日使い捨て	L-CON 1DAY POP
		Ultimate 1DAY PEARL
	2週間交換	Ultimate 2week PEARL
カラーコンタクトレンズ	1日使い捨て	FAIRY 1day
		Select FAIRY
		Miche Bloomin'
	2週間交換	EYE BEAUTY 2week
		FAIRY
	1ヶ月交換	select fairy monthly

### 当社ブランド一例

クリアレンズ



L-CON 1DAY



L-CON 2WEEK UV

サークルレンズ



L-CON 1DAY POP



Ultimate 2week PEARL

カラーコンタクトレンズ

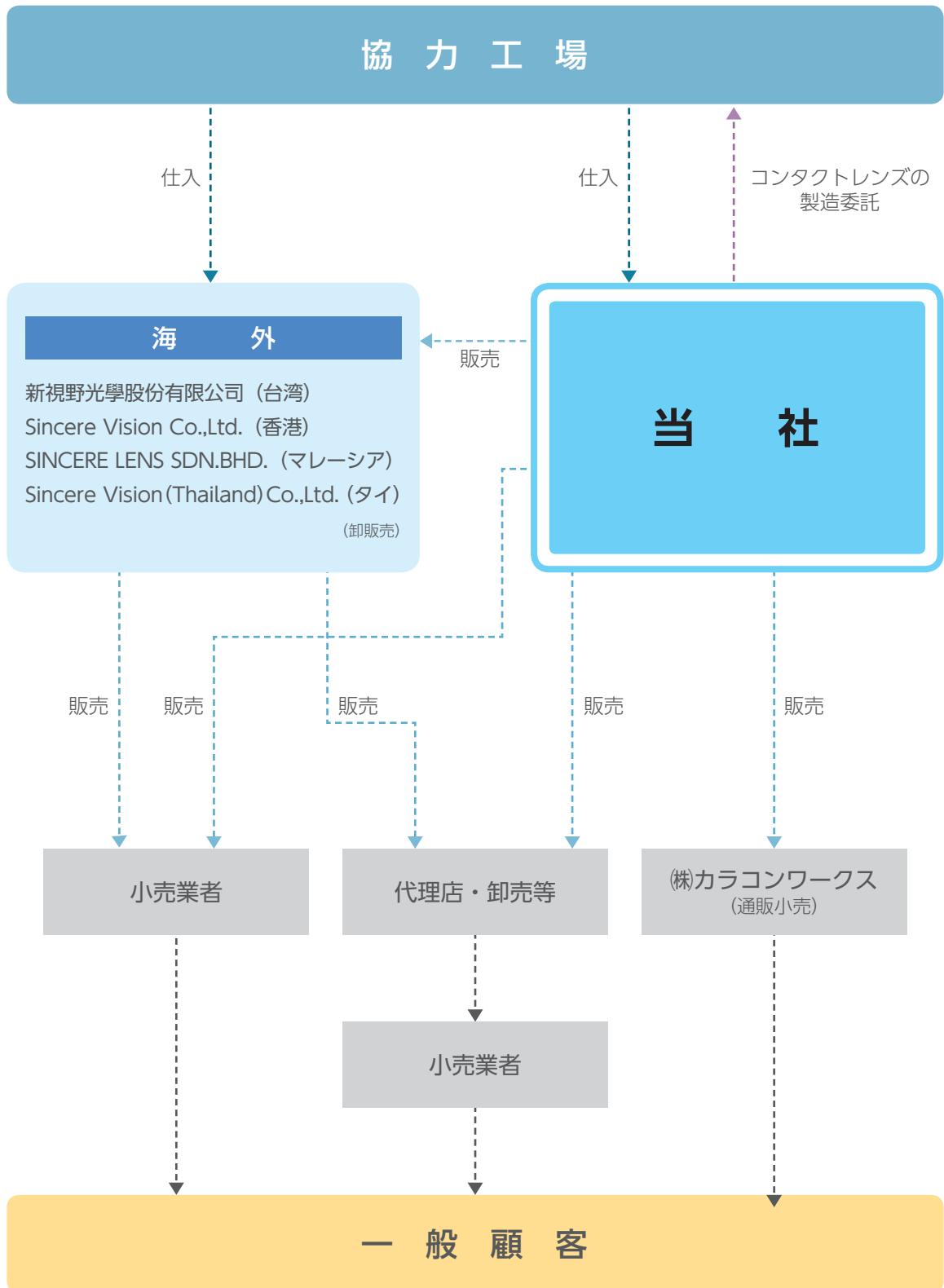


FAIRY 1day



Select FAIRY USER SELECT

[事業系統図]



# 目次

	頁
表紙	
第一部 証券情報 .....	1
第1 募集要項 .....	1
1. 新規発行株式 .....	1
2. 募集の方法 .....	2
3. 募集の条件 .....	3
4. 株式の引受け .....	4
5. 新規発行による手取金の使途 .....	4
第2 売出要項 .....	5
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し） .....	5
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） .....	6
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し） .....	7
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し） .....	7
募集又は売出しに関する特別記載事項 .....	8
第二部 企業情報 .....	9
第1 企業の概況 .....	9
1. 主要な経営指標等の推移 .....	9
2. 沿革 .....	12
3. 事業の内容 .....	13
4. 関係会社の状況 .....	15
5. 従業員の状況 .....	16
第2 事業の状況 .....	17
1. 業績等の概要 .....	17
2. 生産、受注及び販売の状況 .....	18
3. 対処すべき課題 .....	19
4. 事業等のリスク .....	20
5. 経営上の重要な契約等 .....	22
6. 研究開発活動 .....	22
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	23
第3 設備の状況 .....	26
1. 設備投資等の概要 .....	26
2. 主要な設備の状況 .....	26
3. 設備の新設、除却等の計画 .....	26
第4 提出会社の状況 .....	27
1. 株式等の状況 .....	27
2. 自己株式の取得等の状況 .....	41
3. 配当政策 .....	41
4. 株価の推移 .....	41
5. 役員の状況 .....	42
6. コーポレート・ガバナンスの状況等 .....	44

第5 経理の状況 .....	51
1. 連結財務諸表等 .....	52
(1) 連結財務諸表 .....	52
(2) その他 .....	95
2. 財務諸表等 .....	96
(1) 財務諸表 .....	96
(2) 主な資産及び負債の内容 .....	110
(3) その他 .....	110
第6 提出会社の株式事務の概要 .....	111
第7 提出会社の参考情報 .....	112
1. 提出会社の親会社等の情報 .....	112
2. その他の参考情報 .....	112
第四部 株式公開情報 .....	113
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況 .....	113
第2 第三者割当等の概況 .....	116
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容 .....	116
2. 取得者の概況 .....	119
3. 取得者の株式等の移動状況 .....	123
第3 株主の状況 .....	124
[監査報告書] .....	127

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成28年11月11日	
【会社名】	株式会社シンシア	
【英訳名】	Sincere Co., LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長 中村 研	
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋箱崎町30番1号	
【電話番号】	03-5695-7470	
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部長 荒井 慎一	
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋箱崎町30番1号	
【電話番号】	03-5695-7470	
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部長 荒井 慎一	
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。	357,000,000円 525,000,000円 105,000,000円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	200,000（注）2.	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何らの制限がない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成28年11月11日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、平成28年11月11日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数89,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数111,000株の合計であります。したがって、本有価証券届出書の対象とした募集（以下「本募集」という。）のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。なお、平成28年11月28日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 上記とは別に平成28年11月11日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式50,000株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

## 2 【募集の方法】

平成28年12月7日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で本募集を行います。引受価額は平成28年11月28日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	新株式発行	89,000	158,865,000
	自己株式の処分	111,000	198,135,000
計（総発行株式）	200,000	357,000,000	85,974,000

(注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成28年11月11日開催の取締役会決議に基づき、平成28年12月7日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、本募集による自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,100円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は420,000,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関する、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

### 3 【募集の条件】

#### (1) 【入札方式】

##### ①【入札による募集】

該当事項はありません。

##### ②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

#### (2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金(円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 平成28年12月9日(金) 至 平成28年12月14日(水)	未定 (注) 4.	平成28年12月15日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成28年11月28日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年12月7日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成28年11月28日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成28年12月7日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成28年11月11日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成28年12月7日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成28年12月16日（金）（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、平成28年11月30日から平成28年12月6日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

##### ①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

##### ②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 丸の内中央支店	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

#### 4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	200,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、平成28年12月15日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	200,000	—

(注) 1. 引受株式数については、平成28年11月28日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

2. 上記引受人と発行価格決定日（平成28年12月7日）に元引受契約を締結する予定であります。

#### 5 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
386,400,000	8,000,000	378,400,000

(注) 1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における新株式発行及び自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。

2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新株式発行及び自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（2,100円）を基礎として算出した見込額であります。

3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

4. 引受手数料は支払わないと、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものです。

##### (2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額378,400千円及び「1 新株発行株式」の（注）4. に記載の第三者割当増資の手取概算額96,600千円と合わせた手取概算額上限475,000千円について、以下のとおり充当を予定しております。

- ①当社グループ知名度向上、当社ブランドに対する信頼性向上を目的とした広告宣伝費100,000千円（平成29年12月期80,000千円、平成30年12月期20,000千円）
- ②物流管理基幹システムの改修資金20,000千円（平成29年12月期20,000千円）
- ③借入金の返済資金355,000千円

なお、増資資金については、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

## 第2【売出要項】

### 1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成28年12月7日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	250,000	525,000,000	東京都港区虎ノ門一丁目2番3号 株式会社キャピタルメディカ 250,000株
計(総売出株式)	—	250,000	525,000,000	—

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2. 「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,100円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

## 2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

### (1) 【入札方式】

#### ①【入札による売出し】

該当事項はありません。

#### ②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

### (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場 所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成28年 12月 9日(金) 至 平成28年 12月14日(水)	100	未定 (注) 2.	引受人の本 店及び営業 所	東京都港区六本木一丁目 6番 1号 株式会社 SBI 証券 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目 7 番 1号 東海東京証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目20番 3号 藍澤證券株式会社 大阪府大阪市中央区今橋一丁目 8番 12号 岩井コスモ証券株式会社 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 4 番 7号 極東証券株式会社 東京都中央区八丁堀四丁目 7番 1号 東洋証券株式会社 東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目 7 番 9号 日本アジア証券株式会社 東京都千代田区麹町二丁目 4番地 1 マネックス証券株式会社 東京都中央区日本橋二丁目 3番10号 水戸証券株式会社	未定 (注) 3.

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成28年12月 7日）に決定する予定であります。  
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記各引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記各引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。
8. 引受人は、売出株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

### 3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	50,000	105,000,000 東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 50,000株
計(総売出株式)	—	50,000	105,000,000 —

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しがあります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成28年11月11日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式50,000株の第三者割当増資の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における新株式発行及び自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,100円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3. に記載した振替機関と同一であります。

### 4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

#### (1) 【入札方式】

- ①【入札による売出し】  
該当事項はありません。

- ②【入札によらない売出し】  
該当事項はありません。

#### (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 平成28年 12月 9日（金） 至 平成28年 12月14日（水）	100	未定 (注) 1.	株式会社SBI 証券の本店 及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. 株式会社SBI証券の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、株式会社SBI証券を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

### 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社キャピタルメディカ（以下「貸株人」という。）より借り入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成28年11月11日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式50,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 50,000株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成29年1月20日（金）
増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 丸の内中央支店 東京都千代田区大手町一丁目5番5号

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場（売買開始）日から平成29年1月13日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、当社株主から借受けている株式の返還に充当するために、シンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出しかつ貸株人である株式会社キャピタルメディカは、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成29年3月15日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等は行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の平成29年6月13日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成28年11月11日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

## 第二部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第7期	第8期
決算年月	平成26年12月	平成27年12月
売上高 (千円)	3,731,923	4,244,303
経常利益 (千円)	366,386	318,346
当期純利益 (千円)	216,291	211,804
包括利益 (千円)	527,768	62,320
純資産額 (千円)	1,613,643	1,662,953
総資産額 (千円)	3,202,151	3,015,798
1株当たり純資産額 (円)	806.82	880.24
1株当たり当期純利益金額 (円)	108.15	121.33
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	50.39	55.14
自己資本利益率 (%)	16.02	12.93
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△388,841	△51,727
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	627,350	119,120
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△128,004	△22,204
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	802,314	838,398
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	39 (4)	41 (3)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
4. 当社は、平成26年3月28日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、また、平成28年9月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。そのため、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
5. 前連結会計年度(第7期)及び当連結会計年度(第8期)の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あづさ監査法人により監査を受けております。
6. 当社は、第7期より連結財務諸表を作成しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月
売上高 (千円)	2,405,130	2,633,948	2,618,925	3,628,821	3,974,648
経常利益 (千円)	376,659	447,805	671,042	372,207	300,837
当期純利益 (千円)	205,613	256,757	363,322	223,907	201,239
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	1,000	1,000	1,000	20,000	20,000
純資産額 (千円)	520,511	577,268	1,074,189	1,608,439	1,647,403
総資産額 (千円)	1,453,628	1,636,774	2,627,020	3,133,573	2,947,757
1株当たり純資産額 (円)	520,511.10	577,268.91	1,074,189.73	804.22	872.00
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	200,000 (200,000)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	205,613.86	256,757.81	363,322.74	111.95	115.28
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	35.81	35.27	40.89	51.33	55.88
自己資本利益率 (%)	49.22	46.78	44.00	16.69	12.36
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	77.89	—	—	—
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	22 (2)	28 (6)	30 (5)	33 (4)	34 (3)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
4. 当社は、平成26年3月28日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、また、平成28年9月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。そのため、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
5. 主要な経営指標等の推移のうち、第4期から第6期については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりません。
6. 前事業年度（第7期）及び当事業年度（第8期）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

7. 当社は、平成26年3月28日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っており、また、平成28年9月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第4期、第5期及び第6期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。

	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月
1株当たり純資産額 (円)	260.26	288.63	537.09	804.22	872.00
1株当たり当期純利益金額 (円)	102.81	128.38	181.66	111.95	115.28
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	100 (100)	— (—)	— (—)	— (—)

## 2 【沿革】

年月	概要
平成20年9月	東京都港区に㈱シンシアを設立（注）
平成20年11月	東京都中央区に移転
平成20年11月	㈱キャピタルメディカから事業譲受によりコンタクトレンズ製造・販売事業を継承（注）
平成21年6月	1日使い捨てコンタクトレンズ「L-CON 1DAY EXCEED」を発売
平成21年8月	2週間交換コンタクトレンズ「2week CANVIEW」を発売
平成22年3月	1ヶ月交換カラーコンタクトレンズ「FAIRY」を発売
平成24年10月	1日使い捨てサークルレンズ「L-CON 1DAY POP」を発売
平成24年12月	1日使い捨てカラーコンタクトレンズ「FAIRY 1day」を発売
平成25年1月	1日使い捨てサークルレンズ「Ultimate 1DAY PEARL」を発売
平成25年3月	Sincere Vision Co., Ltd.（香港）の株式取得
平成25年5月	新視野光學股份有限公司（台湾）を設立
平成26年4月	2週間交換サークルレンズ「Ultimate 2week PEARL」を発売
平成26年4月	SINCERE LENS SDN. BHD.（マレーシア）を設立
平成26年5月	Sincere Vision (Thailand) Co., Ltd.（タイ）を設立
平成26年8月	（㈱）カラコンワークスの株式取得
平成26年9月	2週間交換コンタクトレンズ「L-CON 2WEEK UV」を発売
平成26年11月	1日使い捨てカラーコンタクトレンズ「Miche Bloomin'」を発売
平成26年11月	1日使い捨てカラーコンタクトレンズ「Select FAIRY」を発売
平成27年3月	1日使い捨てコンタクトレンズ「L-CON 1DAY MOISTURE」を発売
平成27年8月	2週間交換カラーコンタクトレンズ「EYE BEAUTY 2week」を発売
平成27年9月	1ヶ月交換カラーコンタクトレンズ「select fairy monthly」を発売

（注）コンタクトレンズ製造・販売事業、医療器械器具の製造・販売事業、医療器械及び病院設備機械類のリース事業等を営んでいたヤマト樹脂光学㈱が平成20年8月に当社親会社である㈱キャピタルメディカにその全事業を事業譲渡し、㈱キャピタルメディカがコンタクトレンズ製造・販売事業について新設分割するために当社が設立されました。

ヤマト樹脂光学㈱において不祥事が明るみに出ておりますが、㈱キャピタルメディカ及び当社グループとの関連はございません。また、当社の取締役1名が当時ヤマト樹脂光学㈱取締役に就任していた事実はあるものの、加担した事実は認められません。

### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社3社、非連結子会社2社で構成されており、コンタクトレンズ事業の単一セグメントであります。

当社及びグループ各社の事業区分は下表のとおりであります。

所在地区分	事業区分	会社名
国内	コンタクトレンズの製造・販売	当社
	コンタクトレンズの販売	株式会社カラコンワークス
海外	コンタクトレンズの販売	Sincere Vision Co., Ltd. (香港)
	コンタクトレンズの販売	新視野光学股份有限公司 (台湾)
	コンタクトレンズの販売	Sincere Vision (Thailand) Co., Ltd. (タイ)
	コンタクトレンズの販売	SINCERE LENS SDN. BHD. (マレーシア)

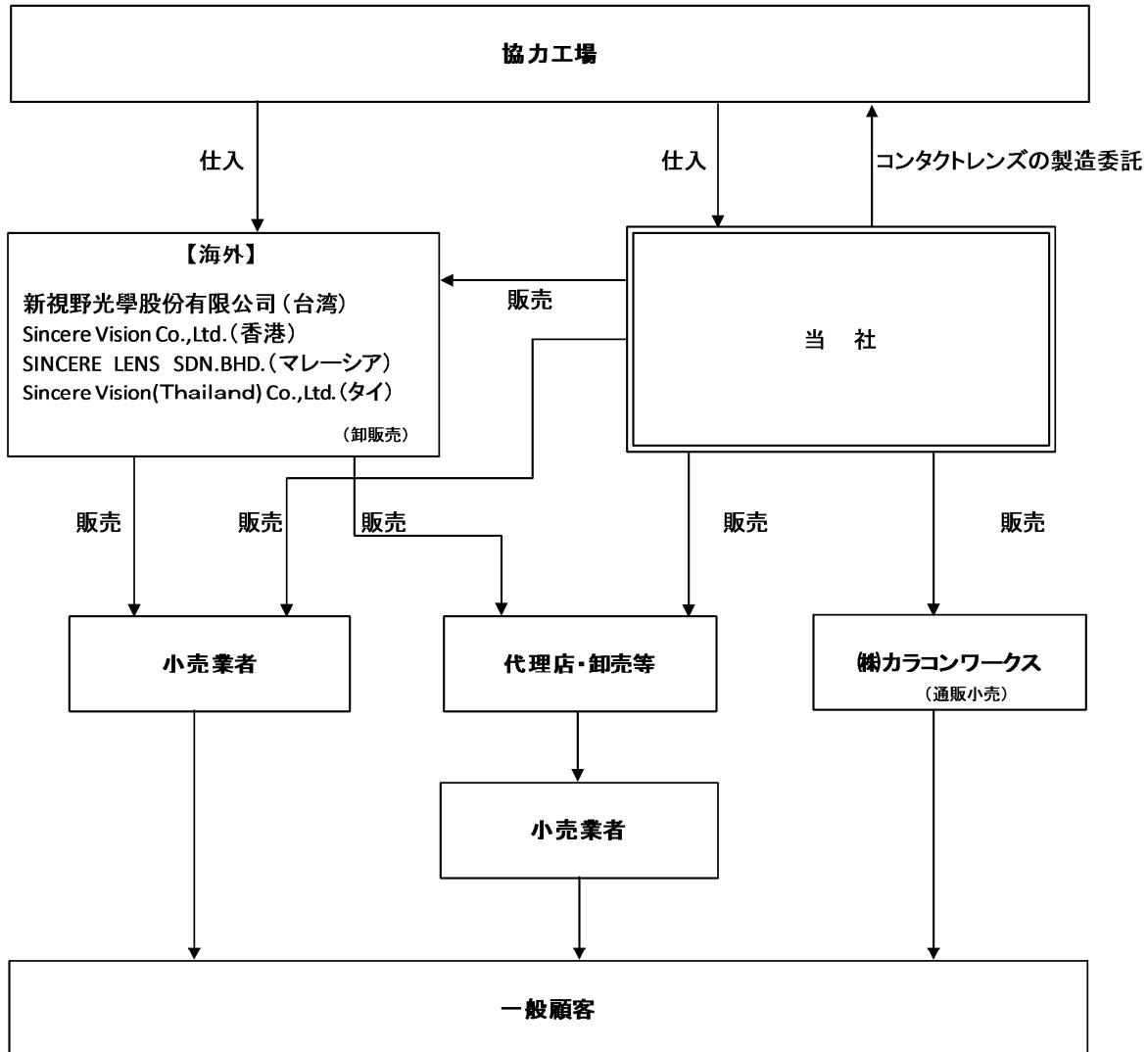
当社は、創業以来、コンタクトレンズの中でも成長カテゴリーである、1日使い捨て、2週間交換、1ヶ月交換タイプといった使い捨てコンタクトレンズに注力し、当社ブランド「L-CON」シリーズを中心として事業を営んでまいりました。平成21年11月に視力補正を目的としないサークルレンズ、カラーコンタクトレンズといったおしゃれ用コンタクトレンズが医薬品医療機器等法の規制対象となったことを契機として、クリアレンズで培ったノウハウをおしゃれ用コンタクトレンズに生かすため、平成22年3月に1ヶ月交換カラーコンタクトレンズ「FAIRY」を発売いたしました。以来、おしゃれ用コンタクトレンズの需要の高まりと共にデザイン、使用期限等に対するおしゃれ用コンタクトレンズユーザーの多様なニーズに対応するため、「L-CON POP」シリーズ、「Ultimate PEARL」シリーズ、「Select FAIRY」シリーズ、「Miche Bloomin'」シリーズ、「EYE BEAUTY」シリーズといった、数多くのおしゃれ用コンタクトレンズブランドを発売してまいりました。

また、当社では取引先プライベートブランドコンタクトレンズの受託製造にも積極的に取り組んでおり、当社の専門知識と取引先の企画開発力を融合した商品を市場展開しております。

なお、当社ブランド商品を商品カテゴリー別、使用期限別に分類すると以下のとおりとなります。

カテゴリー別	使用期限別	ブランド名
クリアレンズ	1日使い捨て	L-CON 1DAY
		L-CON 1DAY EXCEED
		L-CON 1DAY MOISTURE
		Ultimate 1DAY
	2週間交換	2week CANVIEW
		L-CON 2WEEK UV
サークルレンズ	1日使い捨て	L-CON 1DAY POP
		Ultimate 1DAY PEARL
	2週間交換	Ultimate 2week PEARL
カラーコンタクトレンズ	1日使い捨て	FAIRY 1day
		Select FAIRY
		Miche Bloomin'
	2週間交換	EYE BEAUTY 2week
	1ヶ月交換	FAIRY
		select fairy monthly

[事業系統図]



#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) 株式会社キャピタルメデイカ	東京都港区	1,355,500	医療機関の経営支援 医療周辺事業 高齢者施設運営等	被所有 90.0	—
(連結子会社) 株式会社カラコンワークス	東京都中央区	9,900	コンタクトレンズの販売	所有 100.0	当社コンタクトレンズを販売しております。 役員の兼任あり。
Sincere Vision Co., Ltd.	香港・中西区	千香港ドル 100	コンタクトレンズの販売	100.0	当社コンタクトレンズを販売しております。 資金援助あり。 役員の兼任あり。
新視野光學股份有限公司	台湾・高雄市	千新台灣元 2,000	コンタクトレンズの販売	100.0	当社コンタクトレンズを販売しております。 資金援助あり。 役員兼任あり。

- (注) 1. 特定子会社に該当する会社はありません。  
 2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。  
 3. 上記以外に非連結子会社が2社あります。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成28年10月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
コンタクトレンズ事業	40 (一)
合計	40 (一)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、最近1年間の平均人員を（）外数で記載しております。  
 2. 当社グループはコンタクトレンズ事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

### (2) 提出会社の状況

平成28年10月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
31 (一)	46.3	5.9	5,881,290

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、最近1年間の平均人員を（）外数で記載しております。  
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
 3. 当社はコンタクトレンズ事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済政策及び金融緩和の効果が継続し、雇用環境や企業収益において緩やかな回復基調が続いているものの、中国をはじめとする新興国経済の減速等により、先行き不透明な状況で推移しております。

コンタクトレンズ業界におきましても、消費税特需による反動減の影響も一巡し、市場は回復基調に転じております。価格、販路、広告戦略等々における各メーカー間の販売促進が激化するものと思われます。

このような状況の中での当社グループの状況は、積極的に販路開拓に取り組んでいるドラッグストア向け売上の順調な拡大及びインターネット通販店利用顧客の増加、カラーコンタクトレンズ市場の継続的な拡大により、当社ブランド製品売上は順調に推移いたしました。

一方、平成25年12月期から続く経済政策及び金融緩和を背景とした急激な円安基調の為替変動が、平成27年12月期に入り一服したことから、円安リスクに対応したデリバティブ取引によって計上される為替差益が減少する結果となりました。

この結果、売上高は、4,244,303千円（対前年比13.7%増）となり、営業利益203,490千円（同23.3%増）、経常利益318,346千円（同13.1%減）、当期純利益211,804千円（同2.1%減）となりました。

当第3四半期連結累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日）

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府主導の経済政策や日銀による金融政策を背景に、緩やかな景気回復の兆しがあったものの、個人消費の停滞、企業の景況感の陰りから下振れ懸念を払拭できておりらず、また、中国経済の減速や金融市场の混乱、米国経済の下振れ懸念や追加利上げの見送り、加えて、円高・ドル安、株価下落の動きなど、引き続き先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中での当社グループの状況は、カラーコンタクトレンズ市場の継続的な拡大、インターネット通販店利用顧客の増加等により、売上は順調に推移しております。

一方、損益面では、当第3四半期連結累計期間における急激な円高進行に伴い、商品輸入に係る外貨建予定取引の為替相場変動リスクをヘッジする目的で保有しているデリバティブ商品の時価が下落し、経営成績に影響を及ぼしました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高3,778,604千円、営業利益410,406千円、経常利益184,877千円、親会社株主に帰属する四半期純利益108,997千円となりました。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ36,083千円増加し、当連結会計年度末には838,398千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に税金等調整前当期純利益329,077千円を計上したものの、たな卸資産の増加99,286千円、仕入債務の減少67,355千円、前受金の減少75,923千円、法人税等の支払額116,262千円により、51,727千円の減少（前連結会計年度は388,841千円の減少）となりました。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、主にデリバティブ取引による収入95,730千円により、119,120千円の増加（前連結会計年度は627,350千円の増加）となりました。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、主に自己株式の取得による支出240,000千円、自己株式の処分による収入226,800千円により、22,204千円の減少（前連結会計年度は128,004千円の減少）となりました。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループは、製品の生産を行っていないため、該当事項はありません。

### (2) 商品仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績は次のとおりであります。なお、当社グループはコンタクトレンズ事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	
	商品仕入高（千円）	前年同期比（%）
コンタクトレンズ事業	3,234,746	112.2

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておません。

### (3) 受注状況

当社グループは、製品の生産を行っていないため、該当事項はありません。

### (4) 販売実績

当連結会計年度の販売実績は次のとおりであります。なお、当社グループはコンタクトレンズ事業の単一セグメントであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	
	販売高（千円）	前年同期比（%）
コンタクトレンズ事業	4,244,303	113.7

(注) 1. 最近2連結会計年度及び当第3四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)		当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日)	
	金額（千円）	割合（%）	金額（千円）	割合（%）	金額（千円）	割合（%）
株式会社 ティクオフプランニング	457,159	12.3	—	—	—	—
株式会社パレンテ	408,623	11.0	848,370	20.0	1,160,456	30.7

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておません。

### 3 【対処すべき課題】

当社グループは、対処すべき課題として以下の施策に取り組んでまいります。

#### (1) 商品開発力の強化

中長期的には、日本国内の少子高齢化が加速することは必定であり、コンタクトレンズユーザーの主要部分を占める若年層が減少することは否めず、コンタクトレンズメーカー各社の競争が激化することが想定されます。

このような状況で企業として勝ち残っていくためには、新素材を活用した、より高機能で良好な装用感を得られるコンタクトレンズの開発、細分化するニーズを着実に捉えた商品スペック、デザインの整備が必要あります。

当社グループは、変化する市場や将来の競争力強化に結実すべく、商品開発力の強化に努めてまいります。

#### (2) 当社ブランド商品の知名度向上

「ひとみに、誠実に」の企業理念の下、更なる品質向上に努め、販売チャネルごとの販促活動戦略により、当社ブランド商品の知名度向上を図ることが必要であると考えております。当社ブランド商品の知名度向上は、お客様の当社ブランド商品への信頼性を高め、大手企業と連携した事業展開を有利に進め、当社グループを支える優秀な人材確保に寄与するものと考えております。

#### (3) 海外事業展開の強化

当社グループの更なる発展のためには海外売上高の伸長が不可欠であると考えております。当社は平成25年から香港、台湾、平成26年よりタイ、マレーシアへ当社サークルレンズ、カラーコンタクトレンズの販売事業を中心に展開しております。

今後も、アジア各国を中心に海外事業展開の強化を図り、売上及び利益の拡大に努めてまいります。

#### (4) 内部管理体制の強化

当社グループは、更なる事業拡大を推進し、企業価値を向上させるためには、内部管理体制を強化していくことが重要な課題であると認識しております。

「財務報告に係る内部統制報告制度」への対応の充実に努め、内部統制の充実及び強化を図っております。

#### (5) コンプライアンス経営体制の強化

当社グループは、コンプライアンス経営に徹することの重要性を認識し、定期的にコンプライアンス委員会を開催しております。更に、必要に応じた社内教育を継続して実施するとともに、監査機能の充実を図るために、内部監査担当、監査役会及び会計監査人との連携を強化してまいります。

## 4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 業界動向

当社グループが事業を営む、コンタクトレンズ業界につきましては、長期的な視点に立ちますと、日本の人口減少は否めず、市場の縮小や構造変化等が予想されます。このような状況の中、国内シェアの向上や海外販路を開拓する等により、グループの業績向上のために事業活動を行っておりますが、予期せぬ市況環境の変化等に的確に対応できない場合、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

### (2) 製造物責任について

当社グループのコンタクトレンズは、眼に直接触れるという製品上の特性を持つため、眼に障害が発生する可能性があります。当社グループは厳しい品質管理基準の下で、販売を行う各国の要請する様々な安全基準に準拠した上で、海外協力工場において製造を行っておりますが、将来にわたり製品に不備があった事が原因で訴訟等の事態に発展した場合、損害賠償金の支払や社会的信頼の損失等、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が発生する可能性があります。

### (3) 知的財産権について

当社グループは保有する知的財産権について適切な保護及び管理を行っておりますが、第三者が当社グループの知的財産権を侵害し、市場において当社グループの競争力に悪影響を与える可能性があります。また、当社グループは第三者の知的財産権を侵害しないよう留意し、調査を行っておりますが、万が一、当社グループが第三者の知的財産権を侵害してしまった場合には、対価の支払や損害賠償請求等の訴訟等、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が発生する可能性があります。

### (4) 情報漏洩

当社グループは、個人情報や研究開発情報等の機密情報の取扱いについては、個人情報保護規程、知的財産管理規程の制定・運用による管理や、内部監査の実施等により、厳重な管理体制を敷いておりますが、何らかの原因により、漏洩事故が発生した場合には、損害賠償責任を負うばかりか社会的信用を失うこととなり、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

### (5) 法規制・法令遵守等

当社グループが事業活動を行うには、医薬品医療機器等法に基づく医療機器製造販売業、高度管理医療機器等販売業の許可及び医療機器製造業の登録が必要となり、その許可取得及び登録をしております。これらの許可及び登録を受けるため、又は更新するための諸条件及び関連法令の遵守に努めており、現時点において、当該許可及び登録が取消しになる事由の発生並びにその認識はしておりません。しかしながら、法令に抵触し当該許可及び登録が取消しになる事態となつた場合には、規制の対象となる製品を回収し、加えて、その製品の販売中止及び対象事業の活動中止が求められる可能性が生じ、回収損失等が発生するだけでなく、事業活動に支障を来すこととなり、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。また、関連する法律等が改正された場合、その内容によっては、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。更に、同業他社が違反等により摘発された場合、若しくはメディア報道等からコンタクトレンズ業界全体が社会問題視される場合、風評被害により、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

なお、現時点の許認可等の取得状況は以下のとおりです。

許認可等の名称	第一種医療機器製造販売業	医療機器製造業
所管官庁等	東京都	東京都
許認可等の内容	高度管理医療機器製造販売業に関する許可	高度医療機器製造業に関する登録
取得年月	平成25年11月27日	平成24年7月12日
有効期限	平成30年11月26日 (5年毎の更新)	平成29年7月11日 (5年毎の更新)
法令違反の要件及び主な許認可取消事由	未承認品の出荷を認めてしまう、また重大な不具合等に対して報告義務を怠った場合等	申請内容にない製造行為があつた場合等

許認可等の名称	高度管理医療機器等販売業
所管官庁等	中央区保健所
許認可等の内容	医療機器の販売
取得年月	平成24年7月12日
有効期限	平成30年7月11日 (6年毎の更新)
法令違反の要件及び主な許認可取消事由	無許可販売や保健衛生上の危険を生ずる恐れがある販売行為、医療行為があつた場合等

#### (6) 商品調達

当社グループは、複数の海外協力工場から商品の調達を行っておりますが、供給元とは、生産数の変動や供給体制等の情報を常に共有し、安定的な供給が受けられるよう努めております。また、商品の供給元のうち、St. shine optical Co., Ltd. からの仕入金額は仕入総額の4割を超える水準であり、その依存度は高い状況にあります。同社との取引は当社が設立して以来のものであり、同社とは良好な関係を築いております。しかしながら、外的要因により不測の事態が発生した場合には、必要な商品の調達が困難になることも考えられ、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

#### (7) 為替変動の影響について

当社グループは海外協力工場から商品を調達しており、仕入額の大部分を米国ドル建てで決済しております。したがって、米国ドルの円に対する為替相場の変動により当社グループの輸入取引価額が変動し、業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは為替相場の変動リスクをできるだけ軽減するために、実需の範囲内でデリバティブ取引によるリスクヘッジを行う方針としておりますが、これによって全てのリスクを回避できるとは限らず、急激かつ大幅な為替相場の変動等があった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループではヘッジ会計を採用していないデリバティブ取引が存在するため、当該デリバティブ取引の各四半期末及び期末時点での残高について期末為替レートを以って時価評価を行い、そのデリバティブ評価損益は営業外損益に計上されます。

従って、期中に為替相場が大きく変動した場合、各四半期の経常利益及び当期純利益は著しく変動する可能性があります。

#### (8) 海外での事業展開について

当社グループは、アジアにおいてコンタクトレンズ事業を展開しております。今後、国内コンタクトレンズ市場において少子高齢化の進行等により新規顧客の獲得が難しくなる中で、当社グループが事業の成長性を確保するために海外市場の開拓は重要であると考えております。かかる見地から、当社グループは海外への事業展開により売上高の増大を図りますが、こうした取り組みにも関わらず、海外市場の変化、海外における競合の状況及び新製品開発の時期等によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### (9) 重要な訴訟

当連結会計年度において、当社グループに重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておりません。また、提起される恐れは認識しておりませんが、将来、重要な訴訟等が発生し、当社グループに不利な判断がなされた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を与える可能性があります。

#### (10) 大規模災害による影響について

当社グループは、本社、1箇所の物流拠点及び子会社の事業拠点を有しております。各事業拠点においては、地震、台風等の大規模災害による停電等への対策は実施しておりますが、その被害の程度によっては事業拠点の損壊やシステム障害の発生等により、当社グループの資材や商品の購入、販売及び物流における遅延や停止等の事業運営上の支障が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また仕入先、販売先に同様の影響が生じた場合も同様に当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 親会社グループとの関係について

当社の親会社である株式会社キャピタルメディカは、本書提出日現在、当社発行済株式総数の85.0%（1,700,000株）を所有しております。親会社グループは医療機関の経営支援、医療周辺事業、高齢者施設運営を主たる事業としております。

当社グループは、親会社グループにおいて唯一のコンタクトレンズ事業を営む会社であり、当社グループと親会社グループとの間に競合関係はなく、取引もないため、当社グループの事業活動に影響を与えるものはありません。また、親会社グループとの間に人的関係はなく、当社グループの経営判断については当社グループが独自に検討のうえ決定しております。なお、当社の親会社である株式会社キャピタルメディカは当社発行済株式総数の50%超を当面保有する方針ではありますが、漸次的に持分を減少させる予定であります。

現在、親会社グループとの関係について大きな変更を想定しておりませんが、将来において、親会社グループとの関係に大きな変化が生じた場合は、当社グループの経営に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析は以下のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、見積りが必要となる事項につきましては、合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っております。その詳細につきましては、「第5 経理の状況 注記事項」に記載しております。その作成は、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案して合理的に見積りを行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

#### ① 資産

当連結会計年度末の資産につきましては、前連結会計年度末に比べ186,352千円減少し、3,015,798千円となりました。

##### (流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は、227,560千円減少し、2,760,243千円となりました。この主な要因は、商品が105,935千円増加したものの、前渡金が91,485千円減少し、また、デリバティブ取引の一部決済によりデリバティブ債権が242,204千円減少したことによります。

##### (固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は、41,207千円増加し、255,554千円となりました。この主な要因は、デリバティブ債権の時価評価上昇によりデリバティブ債権が29,392千円増加したことによります。

#### ② 負債

当連結会計年度末の負債につきましては、前連結会計年度末に比べ235,662千円減少し、1,352,845千円となりました。

##### (流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は、166,300千円減少し、1,296,191千円となりました。この主な要因は、繰延税金負債が92,399千円、前受金が75,927千円、それぞれ減少したことによります。

##### (固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は、69,361千円減少し、56,654千円となりました。この主な要因は、借入金の返済により長期借入金が60,004千円減少したことによります。

#### ③ 純資産

当連結会計年度末の純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ49,309千円増加し、1,662,953千円となりました。この主な要因は、繰延ヘッジ損益が149,264千円減少したものの、利益剰余金が211,804千円増加したことによります。

当第3四半期連結累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日）

#### ① 資産

当第3四半期連結会計期間末の資産につきましては、前連結会計年度末に比べ42,528千円増加し、3,058,327千円となりました。

##### (流動資産)

当第3四半期連結会計期間末における流動資産の残高は、135,601千円増加し、2,895,845千円となりました。この主な要因は、デリバティブ取引の一部決済及び急激な円高進行による時価評価下落によりデリバティブ債権が480,833千円減少したものの、現金及び預金が292,500千円、売掛金が298,333千円、それぞれ増加したことによります。

##### (固定資産)

当第3四半期連結会計期間末における固定資産の残高は、93,073千円減少し、162,481千円となりました。この主な要因は、デリバティブ取引の一部決済及び急激な円高進行による時価評価下落によりデリバティブ債権が73,989千円減少したことによります。

## ② 負債

当第3四半期連結会計期間末の負債につきましては、前連結会計年度末に比べ169,644千円増加し、1,522,490千円となりました。

### (流動負債)

当第3四半期連結会計期間末における流動負債の残高は、9,332千円減少し、1,286,858千円となりました。この主な要因は、支払手形及び買掛金が124,742千円増加したものの、繰延税金負債が127,167千円減少したことあります。

### (固定負債)

当第3四半期連結会計期間末における固定負債の残高は、178,977千円増加し、235,631千円となりました。この要因は借入金の返済により長期借入金が35,003千円減少したものの、急激な円高進行による時価評価下落によりデリバティブ債務が213,980千円増加したことあります。

## ③ 純資産

当第3四半期連結会計期間末の純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ127,116千円減少し、1,535,837千円となりました。この主な要因は、利益剰余金が108,997千円増加したものの、繰延ヘッジ損益が235,165千円減少したことあります。

## (3) 経営成績の分析

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

当社グループの当連結会計年度の経営成績は、以下のとおりであります。

### ① 売上高

当連結会計年度の売上高は、販路開拓に取り組んでいるドラッグストア向け売上の順調な拡大及びインターネット通販店利用顧客の増加、カラーコンタクトレンズ市場の継続的な拡大等により、4,244,303千円（前年同期比13.7%増）となりました。

### ② 営業利益

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、新商品投入のためのコンタクトレンズ承認取得に係る費用の増加及び貸倒引当金繰入額の増加等により912,002千円（前年同期比25.6%増）となりました。

この結果、当連結会計年度における営業利益は203,490千円（前年同期比23.3%増）となりました。

### ③ 経常利益

当連結会計年度の経常利益は、前連結会計年度と比較して円安基調の為替変動幅が緩やかになったことにより、デリバティブ取引の決済に係る為替差益が減少したこと等により318,346千円（前年同期比13.1%減）となりました。

### ④ 当期純利益

当連結会計年度の当期純利益は、法人税、住民税及び事業税127,257千円、法人税等調整額△9,985千円を計上したこと等により211,804千円（前年同期比2.1%減）となりました。

当第3四半期連結累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日）

当社グループの当第3四半期連結累計期間の経営成績は、以下のとおりであります。

### ① 売上高

当第3四半期連結累計期間の売上高は、前連結会計期間から引き続く販路開拓に取り組んでいるドラッグストア向け売上の順調な拡大及びインターネット通販店利用顧客の増加、カラーコンタクトレンズ市場の継続的な拡大等により、3,778,604千円となりました。

### ② 営業利益

当第3四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費は、物流業務効率化による人件費及び地代家賃の低減等により673,236千円となりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の営業利益は410,406千円となりました。

### ③ 経常利益

当第3四半期連結累計期間の経常利益は、急激な円高進行に伴う商品輸入に係る外貨建予定取引の為替相場変動リスクをヘッジする目的で保有しているデリバティブ商品の時価下落等により184,877千円となりました。

### ④ 親会社株主に帰属する四半期純利益

当第3四半期連結累計期間の親会社株主に帰属する四半期純利益は、法人税、住民税及び事業税67,313千円、法人税等調整額△1,438千円を計上したこと等により108,997千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社グループは平成20年にコンタクトレンズ市場に新規参入した新興企業であり、「ひとみに、誠実に」の企業理念のもと、毎日の暮らしに欠かせないコンタクトレンズをすべての人にとって求めやすい製品とすべく、創業以来、コンタクトレンズの中でも成長カテゴリーである、1日使い捨て、2週間交換、1ヶ月交換タイプといった使い捨てコンタクトレンズに注力することによってコストダウンを実現し、当社ブランド「L-CON」シリーズを中心として事業を営んでまいりました。

平成21年11月に視力補正を目的としないサークルレンズ、カラーコンタクトレンズといったおしゃれ用コンタクトレンズが医薬品医療機器等法の規制対象となったことを契機として、クリアレンズで培ったノウハウをおしゃれ用コンタクトレンズに生かすため、平成22年3月に1ヶ月交換カラーコンタクトレンズ「FAIRY」を発売いたしました。以来、おしゃれ用コンタクトレンズの需要の高まりと共にデザイン、使用期限等に対するおしゃれ用コンタクトレンズユーザーの多様なニーズに対応するため、「L-CON POP」シリーズ、「Ultimate PEARL」シリーズ、「Select FAIRY」シリーズ、「Miche Bloomin'」シリーズ、「EYE BEAUTY」シリーズといった、数多くのおしゃれ用コンタクトレンズブランドを発売してまいりました。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針

当社グループの経営陣は、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載のとおり、当社グループが今後の業容拡大を遂げるためには、厳しい環境の下で、様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。

そのために、商品開発力の強化、当社ブランド商品の知名度向上、海外事業展開の強化、内部管理体制の強化、コンプライアンス経営体制の強化を図ってまいります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

当連結会計年度の設備投資につきましては、品質管理体制の更なる向上を主目的として品質検査機器等に設備投資を実施いたしました。この結果、当連結会計年度の設備投資額は、17,446千円となりました。

なお、当社グループは、コンタクトレンズ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

また、重要な設備の除却、売却等はありません。

当第3四半期連結累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日）

当第3四半期連結累計期間の設備投資につきましては、物流業務効率化を主目的として物流拠点内装設備等に設備投資を実施いたしました。この結果、当第3四半期連結累計期間の設備投資額は、4,308千円となりました。

なお、当社グループは、コンタクトレンズ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

また、重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

平成27年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都中央区)	事務所設備等	6,607	13,509	20,117	34 (3)

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
2. 建物は、賃借建物に施した建物附属設備の金額であります。  
3. 上記の他、本社建物を賃借しており、年間賃借料は63,546千円であります。  
4. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
5. 当社は単一セグメントであるため、セグメント情報に連携付けた記載は行っておりません。

##### (2) 国内子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

##### (3) 在外子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】（平成28年10月31日現在）

##### (1) 重要な施設の新設等

該当事項はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

(注) 平成28年9月7日開催の臨時株主総会決議により、発行済株式総数を160,000株から80,000株とする定款の変更を行っております。また、平成28年8月23日開催の取締役会決議により、平成28年9月8日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は、7,920,000株増加し、8,000,000株となっております。

##### ② 【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、平成28年9月7日付で単元株制度を採用し、単元株式を100株としております。
計	2,000,000	—	—

(注) 平成28年8月23日開催の取締役会決議により、平成28年9月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これより発行済株式数は1,980,000株増加し、2,000,000株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりあります。

第1回新株予約権（平成26年3月28日定時株主総会決議及び平成26年3月28日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年10月31日)
新株予約権の数（個）	1,989 (注) 1	1,859 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,989 (注) 1	185,900 (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000 (注) 2	500 (注) 2、5
新株予約権の行使期間	自 平成28年3月29日 至 平成36年3月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	発行価格 500 (注) 5 資本組入額 250 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取 得については、当社取締役 会の決議による承認を要す るものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的である株式は、普通株式1株とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点での権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社の役員（取締役及び監査役）及び従業員の地位を有していなければならぬ。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。  
② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。  
③ 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていなければならない。
4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」）という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。
  - ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使の条件  
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
  - ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
  - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - ⑨ 新株予約権の取得事由  
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
5. 当社は、平成28年9月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

第2回新株予約権（平成26年12月16日臨時株主総会決議及び平成26年12月16日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年10月31日)
新株予約権の数（個）	70 (注) 1	70 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	70 (注) 1	7,000 (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	75,000 (注) 2	750 (注) 2、5
新株予約権の行使期間	自 平成28年12月17日 至 平成36年12月15日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 75,000 資本組入額 37,500	発行価格 750 (注) 5 資本組入額 375 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取 得については、当社取締役 会の決議による承認を要す るものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的である株式は、普通株式1株とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社の従業員の地位を有していかなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。  
② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。  
③ 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていなければならない。
4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」）という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。
  - ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使の条件  
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
  - ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
  - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - ⑨ 新株予約権の取得事由  
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
5. 当社は、平成28年9月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

第3回新株予約権（平成27年5月27日臨時株主総会決議及び平成27年6月23日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年10月31日)
新株予約権の数（個）	10 (注) 1	10 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	10 (注) 1	1,000 (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	50,000 (注) 2	500 (注) 2、5
新株予約権の行使期間	自 平成29年5月28日 至 平成37年5月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 120,000 資本組入額 60,000	発行価格 1,200 (注) 5 資本組入額 600 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取 得については、当社取締役 会の決議による承認を要す るものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的である株式は、普通株式1株とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社の役員（取締役及び監査役）及び従業員の地位を有していなければならぬ。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。  
② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。  
③ 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていなければならない。
4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」）という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。
  - ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使の条件  
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
  - ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
  - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - ⑨ 新株予約権の取得事由  
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
5. 当社は、平成28年9月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

第4回新株予約権（平成27年12月22日臨時株主総会決議及び平成27年12月25日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年10月31日)
新株予約権の数（個）	20 (注) 1	20 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	20 (注) 1	2,000 (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	120,000 (注) 2	1,200 (注) 2、5
新株予約権の行使期間	自 平成29年12月23日 至 平成37年12月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 120,000 資本組入額 60,000	発行価格 1,200 (注) 5 資本組入額 600 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取 得については、当社取締役 会の決議による承認を要す るものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的である株式は、普通株式1株とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社の役員（取締役及び監査役）及び従業員及び当社の子会社役員（取締役）の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。  
② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。  
③ 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていなければならない。
4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」）という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。
  - ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいざれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使の条件  
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
  - ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
  - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - ⑨ 新株予約権の取得事由  
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
5. 当社は、平成28年9月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。

第5回新株予約権（平成27年5月27日臨時株主総会決議及び平成27年12月25日取締役会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年10月31日)
新株予約権の数（個）	27 (注) 1	25 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	27 (注) 1	2,500 (注) 1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	120,000 (注) 2	1,200 (注) 2、5
新株予約権の行使期間	自 平成29年5月28日 至 平成37年5月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 120,000 資本組入額 60,000	発行価格 1,200 (注) 5 資本組入額 600 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取 得については、当社取締役 会の決議による承認を要す るものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的である株式は、普通株式1株とする。なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. ① 新株予約権者は、権利行使時において、当社の役員（取締役及び監査役）及び従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- ③ 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていなければならない。
4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」）という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使の条件  
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
  - ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
  - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - ⑨ 新株予約権の取得事由  
組織再編行為前の条件に準じて決定する。
5. 当社は、平成28年9月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、上表の「提出日の前月末現在」に記載の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」は調整後の内容となっております。
- (3) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。
- (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】
- | 年月日                  | 発行済株式総数<br>増減数（株） | 発行済株式総<br>数残高（株） | 資本金増減額<br>(千円) | 資本金残高<br>(千円) | 資本準備金增<br>減額（千円） | 資本準備金残<br>高（千円） |
|----------------------|-------------------|------------------|----------------|---------------|------------------|-----------------|
| 平成26年3月28日<br>(注) 1. | 19,000            | 20,000           | —              | 100,000       | —                | —               |
| 平成28年9月8日<br>(注) 2.  | 1,980,000         | 2,000,000        | —              | 100,000       | —                | —               |
- (注) 1. 株式分割（1：20）によるものであります。  
2. 株式分割（1：100）によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成28年10月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
株主数（人）					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	9	—	—	2	11	—
所有株式数（単元）	—	—	—	18,860	—	—	1,140	20,000	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	94.30	—	—	5.70	100	—

(注) 自己株式111,000株は「個人その他」に1,110単元含まれております。

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成28年10月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 111,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,889,000	18,890	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,000,000	—	—
総株主の議決権	—	18,890	—

(注) 当社は、平成28年9月7日付で単元株式数を100株とする単元株制度を採用し、平成28年9月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

②【自己株式等】

平成28年10月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
(自己保有株式) (株)シンシア	東京都中央区日本橋箱崎町30-1	111,000	—	111,000	5.55
計	—	111,000	—	111,000	5.55

(注) 当社は、平成28年9月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（平成26年3月28日定時株主総会決議及び平成26年3月28日取締役会決議）

決議年月日	平成26年3月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役2名、監査役1名、従業員29名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 退職等による権利の喪失等により、本書提出日の前月末現在において、付与対象者は取締役3名、従業員22名、元従業員2名となっております。

第2回新株予約権（平成26年12月16日臨時株主総会決議及び平成26年12月16日取締役会決議）

決議年月日	平成26年12月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第3回新株予約権（平成27年5月27日臨時株主総会決議及び平成27年6月23日取締役会決議）

決議年月日	平成27年6月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	監査役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第4回新株予約権（平成27年12月22日臨時株主総会決議及び平成27年12月25日取締役会決議）

決議年月日	平成27年12月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役1名、子会社取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第5回新株予約権（平成27年5月27日臨時株主総会決議及び平成27年12月25日取締役会決議）

決議年月日	平成27年12月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 退職等による権利の喪失等により、本書提出日の前月末現在において、付与対象者は従業員7名となっております。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
株主総会(平成27年1月8日)での決議状況 (取得期間 平成27年1月8日～平成28年1月7日)	3,000	240,000
最近事業年度前における取得自己株式	—	—
最近事業年度における取得自己株式 (取得期間 平成27年1月8日～平成27年12月31日)	3,000	240,000
残存授権株式の総数及び価額の総額	—	—
最近事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
最近期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	—

(注) 当社は、平成28年9月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、最近事業年度における取得自己株式数は当該分割前の株式数であります。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（第三者割当による処分）	1,890	226,800	—	—
保有自己株式数	1,110	—	111,000	—

(注) 当社は、平成28年9月8日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、最近期間における保有自己株式数は、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

## 3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績及び財政状態を勘案し、利益還元策を決定していく所存であります。

当社は、期末配当と中間配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる制度を設けております。期末配当の決定機関は株主総会、中間配当については「取締役会決議によって、毎年6月30日を基準日として、中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

第8期の配当につきましては、財務体質の強化並びに事業展開に備えるため、実施しておりません。

## 4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

## 5 【役員の状況】

男性 7名 女性 一名 (役員のうち女性の比率 一%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役	執行役員 社長	中村 研	昭和48年1月10日生	平成9年10月 中央監査法人入所 平成13年6月 公認会計士登録 平成18年7月 株式会社キャピタルメディカ入社 平成20年9月 当社代表取締役社長 平成22年6月 株式会社カラコンワークス代表取締役 (現任) 平成24年7月 Sincere Vision Co., Ltd. Director (現任) 平成25年5月 新視野光学股份有限公司董事 (現任) 平成26年4月 SINCERE LENS SDN. BHD. Director (現任) 平成26年5月 Sincere Vision (Thailand) Co., Ltd. Director (現任) 平成28年1月 当社代表取締役執行役員社長 (現任)	(注) 3	3,000
取締役	執行役員 営業本部長	清水 康久	昭和28年9月30日生	昭和53年4月 中部日本観光株式会社入社 昭和59年12月 ヤマト樹脂光学株式会社入社 平成8年6月 同社取締役コンタクト事業本部長 平成20年9月 当社取締役営業本部長 平成28年1月 当社取締役執行役員営業本部長 (現任) 平成28年3月 新視野光学股份有限公司董事 (現任)	(注) 3	—
取締役	執行役員 管理部長	荒井 慎一	昭和43年5月14日生	平成3年4月 日本デジタルイクイップメント 株式会社入社 平成13年1月 永田会計事務所入所 平成15年4月 株式会社ゼロングループ入社 平成20年9月 株式会社ウツワ (現株式会社メルシス) 入社 平成24年6月 当社入社 平成25年6月 新視野光学股份有限公司監察人 (現任) 平成26年7月 当社管理部長 平成28年1月 当社執行役員管理部長 平成28年7月 当社取締役執行役員管理部長 (現任)	(注) 3	—
取締役	—	國吉 歩	昭和47年10月22日生	平成12年10月 弁護士登録 平成12年10月 法律事務所あすか入所 平成17年2月 株式会社メディカルマネジメント研究所 (現株式会社キャピタルメディカ) 監査役 平成18年6月 株式会社バーテックス リンク (現株式会社トライダーズ) 社外監査役 (現任) 平成20年12月 株式会社グッドアイズ建築検査機構監視委員会委員 (現任) 平成23年1月 株式会社フォレストウォーターフォレストウォーター法律事務所代表 弁護士 (現任) 平成27年12月 当社取締役 (現任)	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役 (常勤)	—	中本 義人	昭和24年1月2日生	昭和48年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三井東京UFJ銀行）入行 平成16年6月 東洋建設株式会社取締役専務執行役員 平成27年3月 当社監査役（現任）	(注) 4	—
監査役	—	今井 良明	昭和45年3月15日生	平成9年10月 中央監査法人入所 平成13年6月 公認会計士登録 平成19年8月 今井公認会計士事務所開設（現任） 平成19年9月 ハウスコム株式会社外監査役（現任） 平成21年9月 税理士登録 平成27年9月 グランツ税理士法人代表社員（現任） 平成28年3月 当社監査役（現任）	(注) 4	—
監査役	—	加瀬 豊	昭和47年5月17日生	平成8年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 平成12年4月 公認会計士登録 平成18年7月 加瀬公認会計士事務所開設（現任） 平成26年8月 税理士登録 平成27年6月 株式会社オーバル社外取締役 平成28年3月 当社監査役（現任） 平成28年6月 株式会社オーバル社外取締役（監査等委員）（現任）	(注) 4	—
計						3,000

- (注) 1. 取締役國吉歩は、社外取締役であります。  
 2. 監査役中本義人、今井良明及び加瀬豊は、社外監査役であります。  
 3. 平成28年9月7日開催の臨時株主総会終結の時から、平成29年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
 4. 平成28年9月7日開催の臨時株主総会終結の時から、平成31年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
 5. 当社は執行役員制度を導入しており、提出日現在の執行役員は次のとおりであります。

役職名	氏名
代表取締役執行役員社長	中村 研
取締役執行役員営業本部長	清水 康久
取締役執行役員管理部長	荒井 慎一
執行役員営業部長	飯島 彰
執行役員業務部長	近藤 貴子
執行役員経営企画室長	立花 隼

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ① 企業統治の体制

##### イ 企業統治の体制の概要

当社は、株主をはじめ全てのステークホルダーにとっての企業価値を最大化するとともに、企業活動の健全性及び透明性を確保することを目標にしており、その実現のためにコーポレート・ガバナンスの確立が経営上の最重要課題と考えております。

当社の取締役会は取締役4名（うち社外取締役1名）で構成されております。月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。取締役会では、経営上の意思決定機関として、取締役会規則に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行を監督しております。また、取締役会には、監査役3名が出席して、重要な意思決定において常に監査が行われる体制を整っております。

当社は監査役会制度を採用しており、監査役会は内部監査担当及び会計監査人と連携し、各種法令、定款、社内諸規程等の遵守に関する監査を行っております。

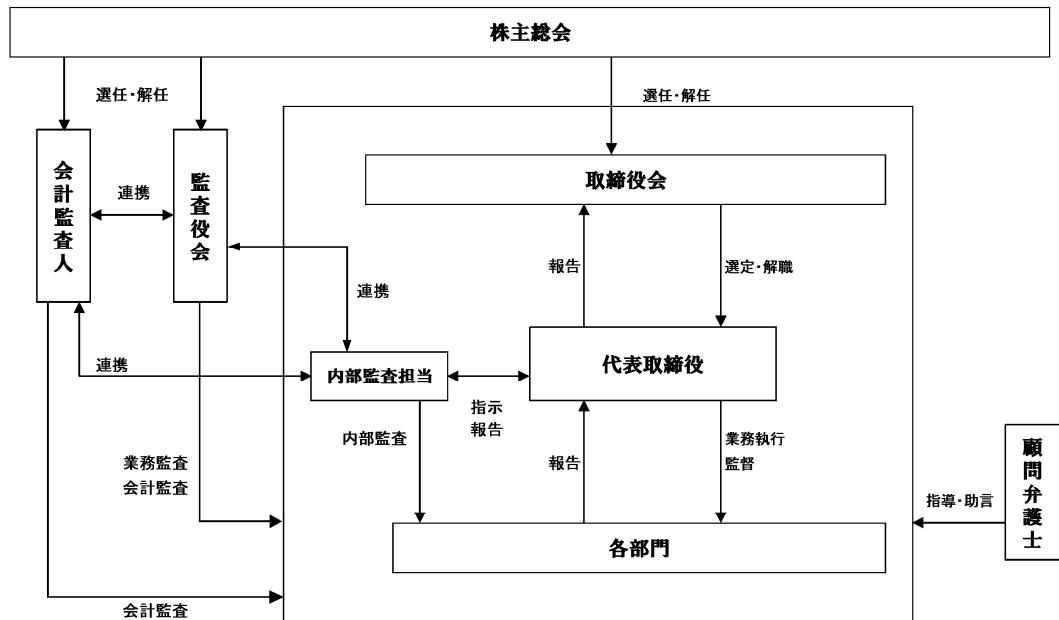
##### ロ 企業統治の体制を採用する理由

当社は経営の意思決定機関である取締役会において、監査役3名が出席しているほか、常勤の社外監査役1名が中立・独立した立場から常時取締役の職務執行を監視する体制となっております。また、監査役は社内において内部監査担当、外部においては会計監査人と定期及び必要に応じて適宜連携を図っており、各種法令、定款、社内諸規程遵守に関する監査は適正に保たれており、経営の監査・監督機能は充足していると考えております。以上により、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保できると判断し、現在の体制を採用しております。

## ハ 内部統制システムの整備の状況

### A. 会社の機関の基本説明

当社は、取締役会設置会社であり、かつ監査役会設置会社であります。当社のコーポレート・ガバナンス体制は下図のとおりであります。



#### 1. 取締役及び取締役会

当社の取締役会は取締役 4 名で構成され、毎月 1 回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会が開催され、法的決議事項及び経営方針等、経営に関する重要事項や業務執行の意思決定を行なうほか、取締役の業務執行状況並びに執行役員の選任及び業務執行状況について監督を行っております。

#### 2. 監査役会

当社は監査役会設置会社であります。監査役会は社外監査役 3 名で構成され、うち 1 名が常勤監査役であります。

監査役会は、毎月 1 回の定時監査役会の開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、法令、定款及び当社監査役監査規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を行っております。また、監査役は定時取締役会並びに臨時取締役会といった重要な会議に常時出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。

監査役監査は、常勤監査役を中心に年度監査計画に基づき実施しており、監査等を通じて発見された事項等については、監査役会において協議されており、取締役会に対する監査指摘事項の提出がされております。

## B. 内部統制システムの整備の状況

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のように業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システム構築の基本方針を定めております。この方針は、平成27年5月19日に取締役会にて制定しております。

### 1. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、会社経営に関する重要事項及び業務執行状況を取締役会に報告して情報の共有化を図り、それに関する意見を交換することにより、取締役会による取締役の業務執行の監督を充実させる。
- ② 取締役会は、取締役会規則に従い取締役会に付議された議案が十分審議される体制をとり、会社の業務執行に関する意思決定が法令及び定款に適合することを確保する。
- ③ 代表取締役は、法令若しくは取締役会から委任された会社の業務執行を行うとともに、取締役会の決定、決議及び社内規程に従い業務を執行する。
- ④ 取締役を含む役職員が、業務を執行するにあたり遵守すべき行動基準としてコンプライアンス規程を制定する。
- ⑤ 役職員に対して定期的にコンプライアンス研修を実施し、法令及び定款の遵守並びに浸透を図る。
- ⑥ 役職員に対して、他社で発生した重大な不祥事・事故についても、速やかに周知するほか、必要な教育を実施する。
- ⑦ 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

### 2. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報については、法令及び文書管理規程等社内規程に則り作成、保存、管理する。
- ② 情報の不正使用及び漏洩の防止のためのシステムを確立し、情報セキュリティ施策を推進する。

### 3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理体制を体系的に定めるリスク管理規程を制定する。
- ② リスク管理最高責任者及びリスク管理担当者は、リスクの予防に努めるほか、リスク管理規程に基づき想定されるリスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。
- ③ 内部監査担当部署は、監査役と連携して、各種リスクの管理状況の監査を実施する。

### 4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌、職務権限規程において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ② 取締役会は、中期経営計画及び業績目標を設定し、代表取締役及び取締役がその達成に向けて職務を遂行した成果である実績を管理する。
- ③ 取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務の執行状況について報告を行い、取締役の職務の執行について監視・監督を行う。また、職務の執行が効率的に行われていることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を毎月1回以上開催する。

### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 使用人を含む役職員が、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動指針としてコンプライアンス規程を制定する。
- ② 役職員に対して、定期的にコンプライアンス研修を実施し、法令及び定款の遵守並びに浸透を図る。

6. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - ① 当社の子会社の経営管理については、関係会社管理規程等に基づく報告のもと、その業務遂行状況を把握し、管理を行うものとする。
  - ② 当社グループの各子会社における監査は、各子会社監査役と当社内部監査担当部署が連携し実施する。その結果を代表取締役及び監査役に報告する。
  - ③ 当社は、親会社との間で、上場企業とその親会社としてのお互いの立場を尊重したうえで企業グループとしての業務を適切に行い、その社会的責任を全うするために必要に応じて、親会社に対し、当社の経営情報を提供し、また、親会社の内部監査担当部署との連携も行う。
7. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制並びにその使用者の取締役からの独立性に関する事項
  - ① 監査役会の承認により、その職務を補助すべき使用者を求めた場合、当該使用者の配置を検討するものとし、具体的な配置にあたっては、その具体的な内容（組織、人数等）を調整し実施する。
  - ② 当該使用者は、職務執行にあたっては取締役から独立した立場とし、監査役の指揮命令に基づき職務をする。
  - ③ 監査役の職務を補助する使用者の人事異動、人事評価、懲戒処分は、監査役会の同意を得る。
8. 当社の取締役及び使用者並びに子会社の取締役及び使用者又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - ① 取締役及び使用者は、取締役会等の重要な会議において随時、担当する業務の執行状況について報告を行う。
  - ② 取締役及び使用者は、監査役の求めに応じて会社の業務の執行状況について報告する。
  - ③ 取締役及び使用者は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき、又は通報を受けたときは、速やかに監査役に報告する。
9. 当社の監査役へ報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
当社の監査役へ報告をしたものが報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。
10. 当社の監査役の職務の執行に生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
11. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ① 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。
  - ② 監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。
  - ③ 内部監査担当部署は、内部監査規程に則り監査が実施できる体制を整備し、監査役との相互連携を図る。

## ニ リスク管理体制の整備状況

当社は、「内部統制システム構築の基本指針」に基づき、リスク管理を強化するため、「リスク管理規程」を制定し、リスク情報を早期に把握・共有することでリスクの顕在化を未然に防止する体制の構築に努めてまいります。

また、顧問弁護士及び会計事務所等の法務・会計専門家等の外部の専門家との相談や意見交換を通じて、事業に係るリスクをはじめとする諸情報を得て、最善と考えられる経営判断を行うよう努めています。

#### ホ 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社グループ会社に関する管理は、「関係会社管理規程」に基づき、計画立案から執行までを統括的に管理・統制するマネジメントサイクルを展開し、重要な事項については、取締役会に報告しております。

また、グループ共通のコンプライアンス等に関する方針のもと、その遵守徹底を図っております。

#### ② 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、内部監査担当者（1名）が監査を計画的に実施しており、監査結果を代表取締役に報告しております。被監査部門に対しては、監査結果をフィードバックし、改善事項の指摘及び指導に対して改善方針等について報告させることにより実効性の高い監査を実施しております。

監査役監査につきましては、常勤監査役（1名）、非常勤監査役（2名）がそれぞれの役割に応じて、取締役会等重要な会議の出席、経営トップとの意見交換を行うとともに、決裁書類の閲覧等を適時に行い、取締役等の業務執行の監査を行っております。

内部監査担当者、監査役会及び会計監査人との相互連携については、毎月定期的に内部監査担当者と常勤監査役が情報交換を行っております。また、会計監査人との相互連携については、会計監査人と内部監査担当者及び監査役会が、監査内容や課題について共通認識を深めるための情報交換会を開催しております。なお、監査役会は会計監査人の監査の立会い、会計監査人から会計監査結果の報告を受けるなどの活動を行っております。

#### ③ 会計監査の状況

会計監査については、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、財務諸表等に対する会計監査を受けております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等については次のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員：坂井 知倫、神宮 厚彦

(注) 継続監査年数は全員 7 年以内であるため、記載を省略しております。

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6 名 その他 5 名

#### ④ 社外取締役及び社外監査役との関係

当社では、社外取締役 1 名と社外監査役 3 名を選任しております。

社外取締役國吉歩氏は長年にわたり弁護士としての職務を経験した法律の専門家であります。豊富な経験と見識から、当社に対して公正で客観的な経営の監督を遂行いただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。同氏は平成28年10月末時点において、当社の新株予約権10個を所有しておりますが、重要性はないものと判断しております。その他には、当社と同氏との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役中本義人氏は金融機関における長年の経験、さらに、他社の取締役としての豊富な経験・知識を有していることから、社外監査役に選任しております。同氏は平成28年10月末時点において、当社の新株予約権10個を所有しておりますが、重要性はないものと判断しております。その他には、当社と同氏との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役今井良明氏は公認会計士、税理士としての職務を経験した会計、税務の専門家であり、財務・会計等の見識を十分に有していることから、社外監査役に選任しております。当社と同氏との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役加瀬豊氏は公認会計士、税理士としての職務を経験した会計、税務の専門家であり、財務・会計等の見識を十分に有していることから、社外監査役に選任しております。当社と同氏との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役は、管理部との間で情報交換を行うことで業務の効率性、有効性の向上に努めております。社外監査役 3 名は、内部監査担当者及び管理部との間で情報交換を行うことで監査の効率性、有効性の向上に努めております。

また、当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、その選任に際しては、見識や専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査が遂行できることを個別に判断しております。

⑤ 役員報酬の内容

イ 提出会社の平成27年12月期における役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等 の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	ストックオプショ ン	
取締役 (社外取締役を除く。)	19,800	19,800	—	—	2
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外取締役	—	—	—	—	—
社外監査役	4,389	4,200	—	189	4

ロ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び各監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議に基づいて社長が決定し、監査役については監査役会により決定しております。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役並びに会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該社外取締役、社外監査役又は会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額としております。

⑦ 取締役及び監査役並びに会計監査人の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）並びに会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役並びに会計監査人が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑧ 取締役の定数及び取締役の選任の決議条件

当社は、取締役の員数を8名以内とする旨を定款に定めています。また、取締役の選任決議は、株主総会において、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めています。

⑨ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会を円滑に運営することを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議要件について、議決権行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

⑩ 取締役会決議による自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めています。

⑪ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項に定める中間配当の事項について、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めています。これは、中間配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	6,000	300	8,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	6,000	300	8,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、短期調査業務に対するものであります。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査日数、監査内容及び当社の事業内容・規模等を勘案し、当社と監査法人で協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）及び当連結会計年度（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成26年1月1日から平成26年12月31日まで）及び当事業年度（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任あづさ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成28年7月1日から平成28年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年1月1日から平成28年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任あづさ監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、適正な連結財務諸表等を作成するため、社内規程やマニュアルを整備し、また専門的知識を有する団体等が主催するセミナーへの参加及び会計専門誌の定期購読等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

①【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	802,314	838,398
売掛金	498,726	499,369
商品	571,356	677,292
貯蔵品	77,337	68,509
前渡金	122,768	31,283
繰延税金資産	548	347
デリバティブ債権	742,746	500,541
その他	172,707	153,444
貸倒引当金	△702	△8,943
流動資産合計	2,987,804	2,760,243
固定資産		
有形固定資産		
建物	15,654	16,480
減価償却累計額	△7,239	△9,741
建物（純額）	8,415	6,739
工具、器具及び備品	20,215	36,835
減価償却累計額	△14,085	△16,708
工具、器具及び備品（純額）	6,129	20,127
有形固定資産合計	14,544	26,866
無形固定資産		
のれん	6,157	4,925
その他	3,131	3,509
無形固定資産合計	9,288	8,435
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 7,213	※1 1,669
デリバティブ債権	44,596	73,989
繰延税金資産	—	7,164
その他	138,703	161,011
貸倒引当金	—	△23,581
投資その他の資産合計	190,513	220,252
固定資産合計	214,347	255,554
資産合計	3,202,151	3,015,798

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	208,532	140,353
短期借入金	※2 749,000	※2 800,000
1年内返済予定の長期借入金	60,004	60,004
未払法人税等	34,195	45,158
繰延税金負債	219,566	127,167
その他	191,193	123,508
<b>流動負債合計</b>	<b>1,462,491</b>	<b>1,296,191</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	116,658	56,654
繰延税金負債	9,357	—
<b>固定負債合計</b>	<b>126,015</b>	<b>56,654</b>
<b>負債合計</b>	<b>1,588,507</b>	<b>1,352,845</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	—	75,600
利益剰余金	1,115,056	1,326,861
自己株式	—	△88,800
<b>株主資本合計</b>	<b>1,215,056</b>	<b>1,413,661</b>
<b>その他の包括利益累計額</b>		
繰延ヘッジ損益	396,835	247,571
為替換算調整勘定	1,751	1,531
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>398,587</b>	<b>249,102</b>
<b>新株予約権</b>	<b>—</b>	<b>189</b>
<b>純資産合計</b>	<b>1,613,643</b>	<b>1,662,953</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>3,202,151</b>	<b>3,015,798</b>

## 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間  
(平成28年9月30日)

## 資産の部

## 流動資産

現金及び預金	1,130,899
売掛金	797,703
商品	585,828
貯蔵品	56,421
前渡金	50,854
繰延税金資産	7,327
デリバティブ債権	19,708
外国為替差入証拠金	207,372
その他	54,018
貸倒引当金	△14,288
流動資産合計	2,895,845

## 固定資産

有形固定資産	24,069
無形固定資産	13,060
投資その他の資産	
投資有価証券	1,616
繰延税金資産	3,261
その他	121,478
貸倒引当金	△1,005
投資その他の資産合計	125,350
固定資産合計	162,481

## 資産合計

## 負債の部

## 流動負債

支払手形及び買掛金	265,095
短期借入金	800,000
1年内返済予定の長期借入金	48,337
未払法人税等	4,305
賞与引当金	27,000
その他	142,120
流動負債合計	1,286,858

## 固定負債

長期借入金	21,651
デリバティブ債務	213,980
固定負債合計	235,631
負債合計	1,522,490

## 純資産の部

## 株主資本

資本金	100,000
資本剰余金	75,600
利益剰余金	1,435,859
自己株式	△88,800
株主資本合計	1,522,659

## その他の包括利益累計額

繰延ヘッジ損益	12,405
為替換算調整勘定	309
その他の包括利益累計額合計	12,715

## 新株予約権

純資産合計	1,535,837
負債純資産合計	3,058,327

## ②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
売上高	3,731,923	4,244,303
売上原価	2,840,698	3,128,810
売上総利益	891,224	1,115,492
販売費及び一般管理費	※1 726,181	※1 912,002
営業利益	165,043	203,490
営業外収益		
受取利息	3,918	9,737
デリバティブ評価益	—	35,187
為替差益	204,003	78,722
その他	6,077	1,709
営業外収益合計	213,998	125,356
営業外費用		
支払利息	12,146	8,054
デリバティブ評価損	439	—
貸倒引当金繰入額	—	1,883
その他	69	562
営業外費用合計	12,656	10,500
経常利益	366,386	318,346
特別利益		
固定資産売却益	※2 26,865	—
受取補償金	—	30,856
特別利益合計	26,865	30,856
特別損失		
商品回収等関連費用	3,021	13,461
関係会社株式評価損	—	※3 6,664
特別損失合計	3,021	20,125
税金等調整前当期純利益	390,229	329,077
法人税、住民税及び事業税	157,194	127,257
法人税等調整額	16,743	△9,985
法人税等合計	173,937	117,272
少数株主損益調整前当期純利益	216,291	211,804
当期純利益	216,291	211,804

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	216,291	211,804
その他の包括利益		
繰延ヘッジ損益	310,341	△149,264
為替換算調整勘定	1,135	△219
その他の包括利益合計	※ 311,477	※ △149,484
包括利益 (内訳)	527,768	62,320
親会社株主に係る包括利益	527,768	62,320
少数株主に係る包括利益	—	—

## 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間  
 (自 平成28年1月1日  
 至 平成28年9月30日)

売上高	3,778,604
売上原価	2,694,961
売上総利益	1,083,642
販売費及び一般管理費	673,236
営業利益	410,406
営業外収益	
受取利息	294
為替差益	164,152
その他	2,283
営業外収益合計	166,730
営業外費用	
支払利息	6,114
デリバティブ評価損	385,802
その他	342
営業外費用合計	392,259
経常利益	184,877
特別損失	
倉庫移転費用	10,004
特別損失合計	10,004
税金等調整前四半期純利益	174,872
法人税、住民税及び事業税	67,313
法人税等調整額	△1,438
法人税等合計	65,874
四半期純利益	108,997
親会社株主に帰属する四半期純利益	108,997

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間  
(自 平成28年1月1日  
至 平成28年9月30日)

四半期純利益	108,997
その他の包括利益	
繰延ヘッジ損益	△235,165
為替換算調整勘定	△1,221
その他の包括利益合計	△236,387
四半期包括利益	△127,389
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	△127,389
非支配株主に係る四半期包括利益	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	—	898,765	—	998,765
当期変動額					
当期純利益			216,291		216,291
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	—	216,291	—	216,291
当期末残高	100,000	—	1,115,056	—	1,215,056

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	86,493	616	87,110	—	1,085,875
当期変動額					
当期純利益					216,291
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	310,341	1,135	311,477	—	311,477
当期変動額合計	310,341	1,135	311,477	—	527,768
当期末残高	396,835	1,751	398,587	—	1,613,643

## 当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	—	1,115,056	—	1,215,056
当期変動額					
当期純利益			211,804		211,804
自己株式の取得				△240,000	△240,000
自己株式の処分		75,600		151,200	226,800
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	75,600	211,804	△88,800	198,604
当期末残高	100,000	75,600	1,326,861	△88,800	1,413,661

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	396,835	1,751	398,587	—	1,613,643
当期変動額					
当期純利益					211,804
自己株式の取得					△240,000
自己株式の処分					226,800
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△149,264	△219	△149,484	189	△149,295
当期変動額合計	△149,264	△219	△149,484	189	49,309
当期末残高	247,571	1,531	249,102	189	1,662,953

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	390,229	329,077
減価償却費	5,888	6,306
のれん償却額	—	1,231
貸倒引当金の増減額（△は減少）	85	31,822
受取利息及び受取配当金	△3,918	△9,737
支払利息	12,146	8,054
為替差損益（△は益）	△261,486	△83,487
デリバティブ評価損益（△は益）	439	△35,187
関係会社株式評価損	—	6,664
固定資産売却損益（△は益）	△26,865	—
売上債権の増減額（△は増加）	△100,717	△27,799
たな卸資産の増減額（△は増加）	△96,060	△99,286
前渡金の増減額（△は増加）	△108,504	91,485
仕入債務の増減額（△は減少）	75,473	△67,355
前受金の増減額（△は減少）	72,052	△75,923
その他の資産の増減額（△は増加）	5,966	△21,181
その他の負債の増減額（△は減少）	14,817	6,312
その他	1,237	1,974
小計	△19,215	62,972
利息及び配当金の受取額	3,943	9,713
利息の支払額	△12,205	△8,150
法人税等の支払額	△361,363	△116,262
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△388,841</b>	<b>△51,727</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△2,181	△16,722
有形固定資産の売却による収入	415,762	—
無形固定資産の取得による支出	△1,133	—
関係会社株式の取得による支出	△7,146	△1,119
デリバティブ取引による収入	247,816	95,730
貸付けによる支出	—	△3,000
貸付金の回収による収入	—	600
敷金及び保証金の差入による支出	△101,785	—
敷金及び保証金の回収による収入	—	1,321
外国為替差入証拠金の純増減額（△は増加）	85,531	42,311
長期前払費用の取得による支出	△1,376	—
連結の範囲の変更を伴う関係会社株式取得による支出	※2 △8,136	—
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>627,350</b>	<b>119,120</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（△は減少）	217,000	51,000
長期借入金の返済による支出	△345,004	△60,004
自己株式の取得による支出	—	△240,000
自己株式の処分による収入	—	226,800
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△128,004</b>	<b>△22,204</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	16,088	△9,105
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	126,593	36,083
現金及び現金同等物の期首残高	675,720	802,314
現金及び現金同等物の期末残高	※1 802,314	※1 838,398

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称

株式会社カラコンワークス

新視野光學股份有限公司

Sincere Vision Co., Ltd.

上記のうち、株式会社カラコンワークスは株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。なお、みなし取得日を当連結会計年度末としているため、当連結会計年度は貸借対照表のみ連結しております。

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

SINCERE LENS SDN. BHD.

Sincere Vision(Thailand) Co., Ltd.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等についていずれも少額であることから、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称等

SINCERE LENS SDN. BHD.

Sincere Vision(Thailand) Co., Ltd.

(持分法を適用しない理由)

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、新視野光學股份有限公司の決算日は、3月31日であります。

連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ たな卸資産

(イ) 商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(ロ) 貯蔵品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年～15年

工具、器具及び備品 5年～20年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段・・・外国為替証拠金取引

ヘッジ対象・・・外貨建予定取引（商品輸入）

b. ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金

ハ ヘッジ方針

デリバティブ管理規程に基づき金利変動リスク、為替相場の変動リスクを回避する目的で行っております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が一致しており、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動等を相殺することができることを確認しております。

また、外貨建予定取引については、実行可能性が極めて高いかどうかの判断を行っております。

なお、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

株式会社カラコンワークス

新視野光學股份有限公司

Sincere Vision Co., Ltd.

(2) 主要な非連結子会社の名称等

SINCERE LENS SDN. BHD.

Sincere Vision(Thailand) Co., Ltd.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等についても少額であることから、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称等

SINCERE LENS SDN. BHD.

Sincere Vision(Thailand) Co., Ltd.

(持分法を適用しない理由)

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

当連結会計年度に新視野光學股份有限公司は、決算日を12月31日に変更し連結決算日と同一になっております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ たな卸資産

(イ) 商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(ロ) 貯蔵品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年～15年

工具、器具及び備品 4年～20年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段・・・外国為替証拠金取引  
ヘッジ対象・・・外貨建予定取引（商品輸入）
- b. ヘッジ手段・・・金利スワップ  
ヘッジ対象・・・借入金

ハ ヘッジ方針

デリバティブ管理規程に基づき金利変動リスク、為替相場の変動リスクを回避する目的で行っております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が一致しており、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動等を相殺することができることを確認しております。

また、外貨建予定取引については、実行可能性が極めて高いかどうかの判断を行っております。

なお、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
投資有価証券（株式）	7,213千円	1,669千円

※2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
当座貸越極度額の総額	749,000千円	1,000,000千円
借入実行残高	749,000	800,000
差引額	—	200,000

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
給料及び手当	174,594千円	189,690千円
販売促進費	73,941	122,292
広告宣伝費	72,694	78,117
荷造運賃	52,299	82,190
支払報酬	84,356	16,188
退職給付費用	20,664	24,809
貸倒引当金繰入額	85	29,939

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
建設仮勘定	26,865千円	一千円
計	26,865	—

※3 関係会社株式評価損

前連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

関係会社株式評価損は非連結子会社であるSINCERE LENS SDN. BHD. に対する株式評価損であります。

## (連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	565,415	54,430
組替調整額	△77,215	△302,430
税効果調整前	488,200	△248,000
税効果額	△177,858	98,735
繰延ヘッジ損益	310,341	△149,264
為替換算調整勘定		
当期発生額	1,135	△219
その他の包括利益合計	311,477	△149,484

## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1, 2	1,000	19,000	—	20,000
合計	1,000	19,000	—	20,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 1. 当社は、平成26年3月28日付で1株につき20株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加19,000株は株式分割によるものであります。

## 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—

## 3. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000
自己株式				
普通株式（注）1, 2	—	3,000	1,890	1,110
合計	—	3,000	1,890	1,110

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加3,000株は、株主総会決議による自己株式の取得によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,890株は、株主総会決議による第三者割当自己株式処分によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	189
合計	—	—	—	—	—	—	189

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
該当事項はありません。

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## ※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
現金及び預金勘定	802,314千円	838,398千円
現金及び現金同等物	802,314	838,398

## ※2. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

株式の取得により新たに㈱カラコンワークスを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債並びに㈱カラコンワークスの取得価額と㈱カラコンワークス取得による支出（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	10,166千円
固定資産	1,149千円
流動負債	△7,573千円
固定負債	—
のれん	6,157千円
㈱カラコンワークス株式の取得価額	9,900千円
㈱カラコンワークス現金及び現金同等物	△1,763千円
差引：㈱カラコンワークス取得による支出	8,136千円

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

前連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達は銀行等金融機関からの借入によっております。デリバティブ取引については、その取引金額を外貨建予定取引（商品輸入）の実需の範囲内とする旨を「デリバティブ管理規程」で定めており、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。一部の外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての買掛金の残高の範囲内にあります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。外貨建てのものについては、為替変動リスクに晒されております。

借入金の使途は、運転資金であり、このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建予定取引（商品輸入）に係る為替の変動リスクに対するヘッジ目的とした外国為替証拠金取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ目的とした金利スワップ取引等であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項

##### (5) 重要なヘッジ会計の方法

また、当社グループでは、会計上のヘッジ要件を満たさない外国為替証拠金取引、通貨オプション取引、クーポンスワップ取引を実施しておりますが、これらについても外貨建予定取引（商品輸入）に係る為替の変動リスクに対するヘッジ目的で行っており、ヘッジ会計の適用対象となるデリバティブ取引と同様の管理体制を採用しております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い債権管理を行うこととし、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングすると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を行うことにより、軽減を図っております。デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建予定取引（商品輸入）については、為替変動リスクに対して、原則として外国為替証拠金取引を利用してヘッジしております。外国為替証拠金取引等デリバティブ取引の取引金額は、「デリバティブ管理規程」において、外貨建予定取引の実需の範囲内とする旨が定められており、その取引実行管理については、取引権限等を定めた社内規程に従っております。また、日次で実行残高、証拠金率及び損益状況等のモニタリングを実施しております。

借入金に係る金利変動リスクについては、金利スワップ取引を利用して支払利息の一部を固定化しております。

##### ③ 資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	802,314	802,314	—
(2) 売掛金	498,726	498,726	—
資産計	1,301,040	1,301,040	—
(1) 支払手形及び買掛金	208,532	208,532	—
(2) 短期借入金	749,000	749,000	—
(3) 未払法人税等	34,195	34,195	—
(4) 長期借入金(*1)	176,662	176,930	268
負債計	1,168,390	1,168,658	268
デリバティブ取引(*2)	787,343	787,343	—

(\*1)長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(\*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

### （注）1. 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

#### 資産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金

これらの時価は、元利金合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

#### デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (平成26年12月31日)
非上場株式	7,213

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	802,314	—	—	—
売掛金	498,726	—	—	—
合計	1,301,040	—	—	—

4. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	749,000	—	—	—	—	—
長期借入金	60,004	60,004	40,004	16,650	—	—
合計	809,004	60,004	40,004	16,650	—	—

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達は銀行等金融機関からの借入によっております。デリバティブ取引については、その取引金額を外貨建予定取引（商品輸入）の実需の範囲内とする旨を「デリバティブ管理規程」で定めており、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。一部の外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての買掛金の残高の範囲内にあります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。外貨建てのものについては、為替変動リスクに晒されております。

借入金の使途は、運転資金であり、このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建予定取引（商品輸入）に係る為替の変動リスクに対するヘッジ目的とした外国為替証拠金取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ目的とした金利スワップ取引等であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計処理基準に関する事項

#### (5) 重要なヘッジ会計の方法

また、当社グループでは、会計上のヘッジ要件を満たさない外国為替証拠金取引、通貨オプション取引、クーポンスワップ取引を実施しておりますが、これらについても外貨建予定取引（商品輸入）に係る為替の変動リスクに対するヘッジ目的で行っており、ヘッジ会計の適用対象となるデリバティブ取引と同様の管理体制を採用しております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い債権管理を行うこととし、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングすると共に、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握を行うことにより、軽減を図っております。デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

#### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建予定取引（商品輸入）については、為替変動リスクに対して、原則として外国為替証拠金取引を利用してヘッジしております。外国為替証拠金取引等デリバティブ取引の取引金額は、「デリバティブ管理規程」において、外貨建予定取引の実需の範囲内とする旨が定められており、その取引実行管理については、取引権限等を定めた社内規程に従っております。また、日次で実行残高、証拠金率及び損益状況等のモニタリングを実施しております。

借入金に係る金利変動リスクについては、金利スワップ取引を利用して支払利息の一部を固定化しております。

#### ③ 資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	838,398	838,398	—
(2) 売掛金	499,369	499,369	—
資産計	1,337,767	1,337,767	—
(1) 支払手形及び買掛金	140,353	140,353	—
(2) 短期借入金	800,000	800,000	—
(3) 未払法人税等	45,158	45,158	—
(4) 長期借入金(*1)	116,658	116,759	101
負債計	1,102,169	1,102,271	101
デリバティブ取引(*2)	574,531	574,531	—

(\*1)長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(\*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

### （注）1. 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

#### 資産

- (1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金

これらの時価は、元利金合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

#### デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
非上場株式	1,669

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	838,398	—	—	—
売掛金	499,369	—	—	—
合計	1,337,767	—	—	—

4. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	800,000	—	—	—	—	—
長期借入金	60,004	40,004	16,650	—	—	—
合計	860,004	40,004	16,650	—	—	—

(有価証券関係)

減損処理を行った有価証券

前連結会計年度は、該当事項はありません。

当連結会計年度において、有価証券について6,664千円（子会社株式6,664千円）の減損処理を行っております。

## (デリバティブ取引関係)

前連結会計年度（平成26年12月31日）

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## 通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	外国為替証拠金取引				
	買建				
	米ドル	186,900	—	64,680	64,680
	通貨オプション				
	売建				
	プット 米ドル	3,178,210	2,590,630	△124,523	△124,523
	買建				
	コール 米ドル	3,178,210	2,590,630	107,439	107,439
	クーポンスワップ	929,073	740,109	108,747	108,747
	合計	7,472,393	5,921,369	156,343	156,343

## (注) 1. 時価の算定方法

## 外国為替証拠金取引

外国為替証拠金取引契約を締結している会社から提示された価格によっております。

## 通貨オプション・クーポンスワップ

取引先金融機関から提示された価格によっております。

## 2. 通貨オプション取引は、ゼロコストオプション取引であり、オプション料の授受はありません。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

## (1) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	外国為替証拠金取引				
	買建				
	米ドル	外貨建予定取引	5,958,000	—	631,000
合計			5,958,000	—	631,000

(注) 1. 時価の算定方法については、外国為替証拠金取引契約を締結している会社から提示された価格によっております。

2. 外国為替証拠金取引は保有する建玉について限月がないため、契約額等のうち1年超のものの記載はしておりませんが、1年超の外貨建予定取引をヘッジする目的で保有している建玉は4,077,000千円であります。

## (2) 金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	100,000	60,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成27年12月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	外国為替証拠金取引				
	買建				
	米ドル	186,900	—	65,520	65,520
	通貨オプション				
	売建				
	プット 米ドル	2,590,630	2,003,050	△64,506	△64,506
	買建				
	コール 米ドル	2,590,630	2,003,050	99,709	99,709
	クーポンスワップ	740,109	551,145	90,808	90,808
	合計	6,108,269	4,557,245	191,531	191,531

(注) 1. 時価の算定方法

外国為替証拠金取引

外国為替証拠金取引契約を締結している会社から提示された価格によっております。

通貨オプション・クーポンスワップ

取引先金融機関から提示された価格によっております。

2. 通貨オプション取引は、ゼロコストオプション取引であり、オプション料の授受はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	外国為替証拠金取引				
	買建				
	米ドル	外貨建予定取引	4,425,000	—	383,000
合計			4,425,000	—	383,000

(注) 1. 時価の算定方法については、外国為替証拠金取引契約を締結している会社から提示された価格によっております。

2. 外国為替証拠金取引は保有する建玉について限月がないため、契約額等のうち1年超のものの記載はしておりませんが、1年超の外貨建予定取引をヘッジする目的で保有している建玉は2,299,500千円であります。

(2) 金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	60,000	20,000	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度及び前払退職金制度の選択制を設けております。  
また、中小企業退職金共済制度に加入しております。

2. 退職給付費用に関する事項

(1) 確定拠出年金への掛金	1,009千円
(2) 前払退職金	14,297千円
(3) 中小企業退職金共済制度への掛金	5,358千円
退職給付費用	20,664千円

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度及び前払退職金制度の選択制を設けております。  
また、中小企業退職金共済制度に加入しております。

2. 退職給付費用に関する事項

(1) 確定拠出年金への掛金	1,261千円
(2) 前払退職金	18,298千円
(3) 中小企業退職金共済制度への掛金	5,250千円
退職給付費用	24,809千円

## (ストック・オプション等関係)

前連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

## 1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
一般管理費の株式報酬費	—

## 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) ストック・オプションの内容

	第1回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社監査役 1名 当社従業員 29名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 1,989株
付与日	平成26年4月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成28年3月29日～平成36年3月27日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成26年3月28日付の株式分割（1株につき20株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第2回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 70株
付与日	平成26年12月17日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成28年12月17日～平成36年12月15日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成26年3月28日付の株式分割（1株につき20株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成26年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、平成26年3月28日付で1株につき20株の割合で株式分割を行っており、下表の「ストック・オプションの数（株式数）」及び「権利行使価格」は分割後の内容となっております。

① ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	—	—
付与	1,989	70
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	1,989	70
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	50,000	75,000
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値の見積りによって算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値はディスカウント・キャッシュフロー法等に基づき算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

45,747千円

(2) 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計  
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションはありません。

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
一般管理費の株式報酬費	189

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社監査役 1名 当社従業員 29名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 1,989株
付与日	平成26年4月1日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成28年3月29日～平成36年3月27日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成26年3月28日付の株式分割（1株につき20株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第2回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 70株
付与日	平成26年12月17日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成28年12月17日～平成36年12月15日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成26年3月28日付の株式分割（1株につき20株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第3回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 10株
付与日	平成27年6月24日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成29年5月28日～平成37年5月26日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成26年3月28日付の株式分割（1株につき20株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第4回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 子会社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 20株
付与日	平成27年12月26日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成29年12月23日～平成37年12月21日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成26年3月28日付の株式分割（1株につき20株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

	第5回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 8名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 27株
付与日	平成27年12月26日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	平成29年5月28日～平成37年5月26日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成26年3月28日付の株式分割（1株につき20株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成27年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、平成26年3月28日付で1株につき20株の割合で株式分割を行っており、下表の「ストック・オプションの数（株式数）」及び「権利行使価格」は分割後の内容となっております。

### ① ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	1,989	70	—	—	—
付与	—	—	10	20	27
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	1,989	70	10	20	27
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	—	—	—	—	—

② 単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション	第5回ストック・オプション
権利行使価格 (円)	50,000	75,000	50,000	120,000	120,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	70,000	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値の見積りによって算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値はディスカウント・キャッシュフロー法等に基づき算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

143,080千円

(2) 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計  
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションはありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度（平成26年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	67千円
税務上の繰越欠損金	2,446
たな卸資産	9,406
未払事業税	2,252
未払法定福利費	1,432
その他	2,050
繰延税金資産小計	17,655
評価性引当額	△1,897
繰延税金資産合計	15,758
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△234,164
譲渡益調整額勘定	△9,969
繰延税金負債合計	△244,133
繰延税金負債の純額	△228,375

(注) 繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産—繰延税金資産	548千円
流動負債—繰延税金負債	219,566
固定負債—繰延税金負債	9,357

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	39.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2
住民税均等割	0.2
留保金課税	4.2
法人税額の特別控除額	△0.5
税率変更による期末繰延税金負債の減額修正	0.1
その他	1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.6

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の39.4%から平成27年1月1日以降に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については37.1%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が14,330千円減少し、法人税等調整額が309千円、繰延ヘッジ損益が14,639千円それぞれ増加しております。

当連結会計年度（平成27年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	5,253千円
関係会社株式評価損	2,356
未払事業税	4,701
未払法定福利費	1,584
その他	2,424
繰延税金資産小計	16,321
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	16,321
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△135,428
その他	△547
繰延税金負債合計	△135,976
繰延税金負債の純額	△119,654

(注) 繰延税金負債の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産—繰延税金資産	347千円
固定資産—繰延税金資産	7,164
流動負債—繰延税金負債	127,167

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の37.1%から平成28年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については35.4%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が5,902千円減少し、法人税等調整額が800千円、繰延ヘッジ損益が6,702千円それぞれ増加しております。

(企業結合等関係)

前連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社カラコンワーカス

事業の内容 コンタクトレンズ事業

(2) 企業結合を行った主な理由

コンタクトレンズ通信販売業を営む同社の株式を取得し、子会社化することで、コンタクトレンズ事業を拡大すると共に、最終消費者のニーズ情報入手への貢献が期待できると判断し、本株式取得の実施に合意いたしました。

(3) 企業結合日

平成26年8月29日（当連結会計年度末をみなし取得日としております。）

(4) 企業結合の法的形式

株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、株式を取得したためであります。

2. 財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

当連結会計年度末をみなし取得日としているため、業績は含まれておりません。

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	現金	9,900千円
取得原価		9,900

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間又は負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 発生したのれんの金額

6,157千円

(2) 発生原因

主として今後の事業展開によって期待される超過収益力から発生したものであります。

(3) 債却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	10,166千円
固定資産	1,149
資産合計	11,316
流動負債	7,573
固定負債	—
負債合計	7,573

6. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当該影響の概算額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。当該債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しております。

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

当社は、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。当該債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法を採用しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

当社グループは、コンタクトレンズ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

当社グループは、コンタクトレンズ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	台湾	合計
12,560	1,984	14,544

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社ティクオフプランニング	457,159	コンタクトレンズ事業
株式会社パレンテ	408,623	コンタクトレンズ事業

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	台湾	合計
20,117	6,748	26,866

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社パレンテ	848,370	コンタクトレンズ事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

当社グループは、コンタクトレンズ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

当社グループは、コンタクトレンズ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

該当事項はありません。

**【関連当事者情報】**

前連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	株式会社キャピタルメディカ	東京都港区	1,355,500	医療機関の経営支援 医療周辺事業 高齢者施設運営等	(被所有) 直接 100.0	役員の兼任 債務被保証	債務被保証	676,662	—	—

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	株式会社フォーカスキヤピタルマネジメント	東京都港区	100,000	投資業・エネルギー業	なし	役員の兼任 不動産の売却	不動産の売却	415,762	—	—

(注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 当社は、金融機関からの借入に対して、株式会社キャピタルメディカより債務保証を受けておりますが、保証料の支払いを行っておりません。なお、取引金額につきましては、期末借入残高を記載しております。

(2) 不動産の売却価額については、不動産鑑定士の鑑定価格を参考に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社キャピタルメディカ（金融商品取引所には上場しておりません）

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	株式会社キャピタルメディカ	東京都港区	1,355,500	医療機関の経営支援 医療周辺事業 高齢者施設運営等	(被所有) 直接 90.0	自己株式の取得	自己株式の取得	240,000	—	—

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件は純資産法を参考にした第三者算定機関による算定を総合的に勘案して、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社キャピタルメディカ（金融商品取引所には上場しておりません）

## (1 株当たり情報)

前連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
1 株当たり純資産額	806.82円
1 株当たり当期純利益金額	108.15円

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、平成26年3月28日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を、また、平成28年9月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
当期純利益金額（千円）	216,291
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	216,291
期中平均株式数（株）	2,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類（新株予約権の数2,059個）。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社等の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
1株当たり純資産額	880.24円
1株当たり当期純利益金額	121.33円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、平成28年9月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
当期純利益金額（千円）	211,804
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	211,804
期中平均株式数（株）	1,745,700
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権5種類（新株予約権の数2,116個）。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社等の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、平成28年8月23日開催の取締役会の決議に基づき、平成28年9月8日を効力発生日として株式の分割を行い、平成28年9月7日開催の株主総会の決議に基づき、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上及び投資家層の拡大を図るため、また、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、株式の分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成28年9月7日を基準日として、同日の最終株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき100株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	20,000株
今回の分割により増加する株式数	1,980,000株
株式分割後の発行済株式総数	2,000,000株
株式分割後の発行可能株式総数	8,000,000株

(3) 効力発生日

平成28年9月8日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しておりますが、これによる影響については、当該個所に記載しております。

3. 単元株制度の採用

(1) 新設した単元株式の数

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成28年9月7日

**【注記事項】**

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を第1四半期連結会計期間から適用し、四半期純利益等の表示の変更及び少數株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を第2四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間  
(自 平成28年1月1日  
至 平成28年9月30日)

減価償却費	7,009千円
のれんの償却額	923

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日）

当社グループは、コンタクトレンズ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年9月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	57円70銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額（千円）	108,997
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額（千円）	108,997
普通株式の期中平均株式数（株）	1,889,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんでしたので記載しておりません。

2. 当社は、平成28年9月8日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	749,000	800,000	0.9	—
1年以内に返済予定の長期借入金	60,004	60,004	1.1	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	116,658	56,654	0.8	平成29年～平成30年
合計	925,662	916,658	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	40,004	16,650	—	—

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	757,742	796,088
売掛金	472,298	423,295
商品	526,387	606,761
貯蔵品	77,337	68,509
前渡金	122,768	31,283
前払費用	11,378	10,211
デリバティブ債権	742,746	500,541
関係会社短期貸付金	40,700	120,883
その他	161,800	141,505
貸倒引当金	△702	△10,891
<b>流動資産合計</b>	<b>2,912,457</b>	<b>2,688,189</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物（純額）	8,415	6,607
工具、器具及び備品（純額）	4,144	13,509
<b>有形固定資産合計</b>	<b>12,560</b>	<b>20,117</b>
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウエア	1,981	2,903
<b>無形固定資産合計</b>	<b>1,981</b>	<b>2,903</b>
<b>投資その他の資産</b>		
関係会社株式	24,566	19,242
長期前払費用	1,230	172
デリバティブ債権	44,596	73,989
繰延税金資産	—	7,164
破産更生債権	—	25,270
その他	136,180	134,290
貸倒引当金	—	△23,581
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>206,574</b>	<b>236,547</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>221,116</b>	<b>259,568</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,133,573</b>	<b>2,947,757</b>

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	155,560	103,915
短期借入金	※ 749,000	※ 800,000
1年内返済予定の長期借入金	60,004	60,004
未払金	75,711	97,288
未払費用	10,015	10,331
未払法人税等	33,016	39,058
前受金	79,152	3,129
預り金	2,808	3,198
繰延税金負債	219,862	126,773
その他	13,986	—
<b>流動負債合計</b>	<u>1,399,118</u>	<u>1,243,700</u>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	116,658	56,654
繰延税金負債	9,357	—
<b>固定負債合計</b>	<u>126,015</u>	<u>56,654</u>
<b>負債合計</b>	<u>1,525,134</u>	<u>1,300,354</u>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	—	75,600
<b>資本剰余金合計</b>	<u>—</u>	<u>75,600</u>
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,111,603	1,312,843
<b>利益剰余金合計</b>	<u>1,111,603</u>	<u>1,312,843</u>
自己株式	—	△88,800
<b>株主資本合計</b>	<u>1,211,603</u>	<u>1,399,643</u>
<b>評価・換算差額等</b>		
繰延ヘッジ損益	396,835	247,571
<b>評価・換算差額等合計</b>	<u>396,835</u>	<u>247,571</u>
<b>新株予約権</b>	—	189
<b>純資産合計</b>	<u>1,608,439</u>	<u>1,647,403</u>
<b>負債純資産合計</b>	<u>3,133,573</u>	<u>2,947,757</u>

## ②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
売上高	3,628,821	3,974,648
売上原価		
商品期首たな卸高	484,191	526,387
当期商品仕入高	2,828,261	3,070,302
合計	<u>3,312,453</u>	<u>3,596,689</u>
商品期末たな卸高	526,387	606,761
売上原価	2,786,065	2,989,927
売上総利益	842,755	984,720
販売費及び一般管理費	※1 669,523	※1 813,628
営業利益	<u>173,231</u>	<u>171,091</u>
営業外収益		
受取利息	4,764	13,218
為替差益	201,545	83,401
デリバティブ評価益	—	35,187
その他	5,320	10,229
営業外収益合計	<u>211,630</u>	<u>142,036</u>
営業外費用		
支払利息	12,145	8,054
デリバティブ評価損	439	—
貸倒引当金繰入額	—	3,673
その他	69	562
営業外費用合計	<u>12,655</u>	<u>12,290</u>
経常利益	372,207	300,837
特別利益		
受取補償金	—	30,856
固定資産売却益	※2 26,865	—
特別利益合計	<u>26,865</u>	<u>30,856</u>
特別損失		
商品回収等関連費用	3,021	13,461
関係会社株式評価損	—	※3 6,664
特別損失合計	<u>3,021</u>	<u>20,125</u>
税引前当期純利益	396,050	311,568
法人税、住民税及び事業税	155,645	121,204
法人税等調整額	16,497	△10,876
法人税等合計	172,143	110,328
当期純利益	223,907	201,239

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本						自己株式	株主資本合計		
	資本剰余金		利益剰余金		その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	その他資本剰余金	資本剰余金合計	繰越利益剰余金							
当期首残高	100,000	—	—	887,695	887,695	—	—	987,695		
当期変動額										
当期純利益				223,907	223,907			223,907		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								—		
当期変動額合計	—	—	—	223,907	223,907	—	—	223,907		
当期末残高	100,000	—	—	1,111,603	1,111,603	—	—	1,211,603		

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	86,493	86,493	—	1,074,189
当期変動額				
当期純利益				223,907
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	310,341	310,341	—	310,341
当期変動額合計	310,341	310,341	—	534,249
当期末残高	396,835	396,835	—	1,608,439

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	—	—	1,111,603	1,111,603	—	1,211,603
当期変動額							
当期純利益				201,239	201,239		201,239
自己株式の取得						△240,000	△240,000
自己株式の処分		75,600	75,600			151,200	226,800
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							—
当期変動額合計	—	75,600	75,600	201,239	201,239	△88,800	188,039
当期末残高	100,000	75,600	75,600	1,312,843	1,312,843	△88,800	1,399,643

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	396,835	396,835	—	1,608,439
当期変動額				
当期純利益				201,239
自己株式の取得				△240,000
自己株式の処分				226,800
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△149,264	△149,264	189	△149,075
当期変動額合計	△149,264	△149,264	189	38,964
当期末残高	247,571	247,571	189	1,647,403

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

#### 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### (2) 貯蔵品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年～15年

工具、器具及び備品 5年～20年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### (3) 長期前払費用

均等償却によっております。

#### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 6. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## 7. ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段・・・外国為替証拠金取引  
ヘッジ対象・・・外貨建予定取引（商品輸入）
- b. ヘッジ手段・・・金利スワップ  
ヘッジ対象・・・借入金

### (3) ヘッジ方針

デリバティブ管理規程に基づき金利変動リスク、為替相場の変動リスクを回避する目的で行っております。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が一致しており、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動等を相殺することができることを確認しております。

また、外貨建予定取引については、実行可能性が極めて高いかどうかの判断を行っております。

なお、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

## 8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1)商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2)貯蔵品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

当社は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年～15年

工具、器具及び備品 4年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## 7. ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段・・・外国為替証拠金取引  
ヘッジ対象・・・外貨建予定取引（商品輸入）
- b. ヘッジ手段・・・金利スワップ  
ヘッジ対象・・・借入金

### (3) ヘッジ方針

デリバティブ管理規程に基づき金利変動リスク、為替相場の変動リスクを回避する目的で行っております。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が一致しており、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動等を相殺することができることを確認しております。

また、外貨建予定取引については、実行可能性が極めて高いかどうかの判断を行っております。

なお、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

## 8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※ 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
当座貸越極度額の総額	749,000千円	1,000,000千円
借入実行残高	749,000	800,000
差引額	—	200,000

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度35%、当事業年度43%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度65%、当事業年度57%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
給料及び手当	157,031千円	165,339千円
販売促進費	69,493	118,385
広告宣伝費	59,217	72,303
支払報酬	81,376	12,080
地代家賃	62,835	70,035
退職給付費用	20,664	24,809
減価償却費	5,275	4,997
貸倒引当金繰入額	85	30,097

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
建設仮勘定	26,865千円	一千円
計	26,865	—

※3 関係会社株式評価損

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

関係会社株式評価損は非連結子会社であるSINCERE LENS SDN. BHD. に対する株式評価損であります。

(有価証券関係)

前事業年度（平成26年12月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額は関係会社株式24,566千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成27年12月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額は関係会社株式19,242千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## (税効果会計関係)

前事業年度（平成26年12月31日）

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	67千円
たな卸資産	9,406
未払事業税	2,252
未払法定福利費	1,432
その他	1,754
	14,913
繰延税金資産合計	
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△234,164
譲渡益調整勘定	△9,969
	△244,133
繰延税金負債合計	
繰延税金負債の純額	△229,220

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	39.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2
住民税均等割	0.2
課税留保金額に対する税額	4.2
その他	△0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.5

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の39.4%から平成27年1月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については37.1%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が14,330千円減少し、法人税等調整額が309千円、繰延ヘッジ損益が14,639千円それぞれ増加しております。

当事業年度（平成27年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	5,976千円
関係会社株式評価損	2,356
未払事業税	4,354
未払法定福利費	1,584
その他	2,095
繰延税金資産合計	16,367
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△135,428
その他	△547
繰延税金負債合計	△135,976
繰延税金負債の純額	△119,608

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の37.1%から平成28年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については35.4%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が5,919千円減少し、法人税等調整額が782千円、繰延ヘッジ損益が6,702千円それぞれ増加しております。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、平成28年8月23日開催の取締役会の決議に基づき、平成28年9月8日を効力発生日として株式の分割を行い、平成28年9月7日開催の株主総会の決議に基づき、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性向上及び投資家層の拡大を図るため、また、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、株式の分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成28年9月7日を基準日として、同日の最終株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき100株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	20,000株
今回の分割により増加する株式数	1,980,000株
株式分割後の発行済株式総数	2,000,000株
株式分割後の発行可能株式総数	8,000,000株

(3) 効力発生日

平成28年9月8日

(4) 1株当たり情報に与える影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は以下のとおりとなります。

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

	当事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
1株当たり純資産額	804.22円
1株当たり当期純利益金額	111.95円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
1株当たり純資産額	872.00円
1株当たり当期純利益金額	115.28円

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

3. 単元株制度の採用

(1) 新設した単元株式の数

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成28年9月7日

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	15,654	—	—	15,654	9,046	1,807	6,607
工具、器具及び備品	17,386	11,968	—	29,355	15,845	2,603	13,509
有形固定資産計	33,041	11,968	—	45,010	24,892	4,411	20,117
無形固定資産							
ソフトウエア	16,663	1,507	—	18,170	15,267	585	2,903
無形固定資産計	16,663	1,507	—	18,170	15,267	585	2,903
長期前払費用	1,753	—	1,376	376	204	94	172

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	702	34,473	—	702	34,473

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	(注1)
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次の通りであります。 <a href="http://www.sincere-vision.com">http://www.sincere-vision.com</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利行使することができない旨、定款に定めております。

- ①会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ②会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## **第7【提出会社の参考情報】**

### **1 【提出会社の親会社等の情報】**

当社は、上場会社ではないため金融商品取引法第24条の7第1項の適用がありません。

### **2 【その他の参考情報】**

該当事項はありません。

## 第四部【株式公開情報】

### 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年 1月9日	株式会社キャピタルメディカ 代表取締役 古川 淳	東京都港区 虎ノ門1-2-3	特別利害関係者（当社の資本的関係会社、大株主上位10名）	株式会社シンシア 代表取締役 中村 研	東京都中央区日本橋箱崎町30-1	当社	3,000	240,000,000 (80,000) 注4.	株主構成の是正を目的とした自己株式取得
平成27年 9月18日	株式会社シンシア 代表取締役 中村 研	東京都中央区日本橋箱崎町30-1	当社	みずほ成長支援投資事業有限責任組合 無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 齊藤 肇	東京都千代田区内幸町1-2-1	特別利害関係者等（大株主上位10名）	420	50,400,000 (120,000) 注5.	自己株式処分
平成27年 9月18日	株式会社シンシア 代表取締役 中村 研	東京都中央区日本橋箱崎町30-1	当社	かながわ成長企業支援投資事業組合 業務執行組合員 横浜キャピタル株式会社 代表取締役社長 勅使川原 昌義	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1	特別利害関係者等（大株主上位10名）	420	50,400,000 (120,000) 注5.	自己株式処分
平成27年 9月18日	株式会社シンシア 代表取締役 中村 研	東京都中央区日本橋箱崎町30-1	当社	オリックス株式会社 代表執行役 井上 亮	東京都港区浜松町2-4-1	特別利害関係者等（大株主上位10名）	420	50,400,000 (120,000) 注5.	自己株式処分
平成27年 11月13日	株式会社シンシア 代表取締役 中村 研	東京都中央区日本橋箱崎町30-1	当社	SBIアドバンスト・テクノロジー1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SBIインベストメント株式会社 代表取締役執行役員社長 川島 克哉	東京都港区六本木1-6-1	特別利害関係者等（大株主上位10名）	105	12,600,000 (120,000) 注5.	自己株式処分
平成27年 11月13日	株式会社シンシア 代表取締役 中村 研	東京都中央区日本橋箱崎町30-1	当社	SBIベンチャーエネルギー企業成長支援投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SBIインベストメント株式会社 代表取締役執行役員社長 川島 克哉	東京都港区六本木1-6-1	特別利害関係者等（大株主上位10名）	69	8,280,000 (120,000) 注5.	自己株式処分

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年 11月13日	株式会社シンシア 代表取締役 中村 研	東京都中央区日本橋箱崎町30-1	当社	SBIベンチャ一企業成長支援2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SBIインベストメント株式会社 代表取締役執行役員社長 川島 克哉	東京都港区六本木1-6-1	特別利害関係者等（大株主上位10名）	98	11,760,000 (120,000) 注5.	自己株式処分
平成27年 11月13日	株式会社シンシア 代表取締役 中村 研	東京都中央区日本橋箱崎町30-1	当社	SBIベンチャ一企業成長支援3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SBIインベストメント株式会社 代表取締役執行役員社長 川島 克哉	東京都港区六本木1-6-1	特別利害関係者等（大株主上位10名）	190	22,800,000 (120,000) 注5.	自己株式処分
平成27年 11月13日	株式会社シンシア 代表取締役 中村 研	東京都中央区日本橋箱崎町30-1	当社	SBIベンチャ一企業成長支援4号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SBIインベストメント株式会社 代表取締役執行役員社長 川島 克哉	東京都港区六本木1-6-1	特別利害関係者等（大株主上位10名）	138	16,560,000 (120,000) 注5.	自己株式処分
平成27年 12月30日	株式会社シンシア 代表取締役 中村 研	東京都中央区日本橋箱崎町30-1	当社	中村 研	東京都三鷹市	特別利害関係者等（当社代表取締役、大株主上位10名）	30	3,600,000 (120,000) 注5.	自己株式処分

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、当社の特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1.について同じ。）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成26年1月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、純資産法を参考にした第三者算定機関の算定を総合的に勘案して、当事者間での協議の上決定した価格であります。
5. 移動価格は、DCF法（ディスカウント・キャッシュフロー法）を参考にした第三者算定機関の算定を総合的に勘案して、当事者間での協議の上決定した価格であります。
6. 当社は、平成28年8月23日開催の取締役会決議により、平成28年9月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記、「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

## 第2【第三者割当等の概況】

### 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②	株式③
発行(処分)年月日	平成27年9月18日	平成27年11月13日	平成27年12月30日
種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行(処分)数	1,260株 (自己株式)	600株 (自己株式)	30株 (自己株式)
発行(処分)価格	120,000円 (注) 4.	120,000円 (注) 4.	120,000円 (注) 4.
資本組入額	— (注) 8.	— (注) 8.	— (注) 8.
発行(処分)価額の総額	151,200,000円	72,000,000円	3,600,000円
資本組入額の総額	— (注) 8.	— (注) 8.	— (注) 8.
発行(処分)方法	第三者割当の方式による自己株式の処分	第三者割当の方式による自己株式の処分	第三者割当の方式による自己株式の処分
保有期間等に関する確約	(注) 2.	(注) 2.	(注) 2.

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	平成26年4月1日	平成26年12月17日	平成27年6月24日
種類	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)	第3回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 1,989株 (注) 10.	普通株式 70株	普通株式 10株
発行価格	50,000円 (注) 5.	75,000円 (注) 5.	120,000円 (注) 6.
資本組入額	25,000円	37,500円	60,000円
発行価額の総額	99,450,000円	5,250,000円	1,200,000円
資本組入額の総額	49,725,000円	2,625,000円	600,000円
発行方法	平成26年3月28日開催の第6回定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っておりま	平成26年12月16日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成27年5月27日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 3.	(注) 3.	(注) 3.

項目	新株予約権④	新株予約権⑤
発行年月日	平成27年12月26日	平成27年12月26日
種類	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 20株	普通株式 27株(注)11.
発行価格	120,000円 (注)7.	120,000円 (注)7.
資本組入額	60,000円	60,000円
発行価額の総額	2,400,000円	3,240,000円
資本組入額の総額	1,200,000円	1,620,000円
発行方法	平成27年12月22日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。	平成27年5月27日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)3.	(注)3.

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当を受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成27年12月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当を受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期日の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当を受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として割当を受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 発行価格は、DCF法(ディスカウント・キャッシュフロー法)を参考にした第三者算定機関による算定を総合的に勘案して、決定しております。
5. 株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカウント・キャッシュフロー法)を参考にした第三者算定機関による算定を総合的に勘案して、決定しております。

6. 株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、類似上場会社比較法を参考にした第三者算定機関による算定を総合的に勘案して、決定しております。
7. 株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法（ディスカウント・キャッシュフロー法）を参考にした第三者算定機関による算定を総合的に勘案して、決定しております。
8. 自己株式処分のため、資本繰入額はありません。
9. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	50,000円	75,000円
行使期間	平成28年3月29日から 平成36年3月27日まで	平成28年12月17日から 平成36年12月15日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

	新株予約権③	新株予約権④
行使時の払込金額	50,000円	120,000円
行使期間	平成29年5月28日から 平成37年5月26日まで	平成29年12月23日から 平成37年12月21日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

	新株予約権⑤
行使時の払込金額	120,000円
行使期間	平成29年5月28日から 平成37年5月26日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

10. 退職等により監査役1名、従業員4名130株分の権利が喪失しております。
11. 退職等により従業員1名2株分の権利が喪失しております。
12. 当社は、平成28年8月23日開催の取締役会決議により、平成28年9月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「発行(処分)数」、「発行(処分)価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行(処分)数」、「発行(処分)価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

## 2 【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
みずほ成長支援投資事業有限責任組合 無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 齊藤 肇	東京都千代田区内幸町1-2-1	投資業	420	50,400,000 (120,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
かながわ成長企業支援投資事業組合 業務執行組合員 横浜キャピタル株式会社 代表取締役社長 勅使川原昌義	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1	投資業	420	50,400,000 (120,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
オリックス株式会社 代表執行役 井上 亮 資本金220,056百万円	東京都港区浜松町2-4-1	事業会社	420	50,400,000 (120,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 平成28年8月23日開催の取締役会決議により、平成28年9月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

## 株式②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
SBIアドバンスト・テクノロジー1号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SBIインベストメント株式会社 代表取締役執行役員社長 川島 克哉	東京都港区六本木1-6-1	投資業	105	12,600,000 (120,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
SBIベンチャー企業成長支援投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SBIインベストメント株式会社 代表取締役執行役員社長 川島 克哉	東京都港区六本木1-6-1	投資業	69	8,280,000 (120,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
SBIベンチャー企業成長支援2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SBIインベストメント株式会社 代表取締役執行役員社長 川島 克哉	東京都港区六本木1-6-1	投資業	98	11,760,000 (120,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
SBIベンチャー企業成長支援3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SBIインベストメント株式会社 代表取締役執行役員社長 川島 克哉	東京都港区六本木1-6-1	投資業	190	22,800,000 (120,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
SBIベンチャー企業成長支援4号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 SBIインベストメント株式会社 代表取締役執行役員社長 川島 克哉	東京都港区六本木1-6-1	投資業	138	16,560,000 (120,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 平成28年8月23日開催の取締役会決議により、平成28年9月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

## 株式③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
中村 研	東京都三鷹市	会社役員	30	3,600,000 (120,000)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役、大株主上位10名)

(注) 平成28年8月23日開催の取締役会決議により、平成28年9月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

## 新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
中村 研	東京都三鷹市	会社役員	800	40,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役、大株主上位10名)
清水 康久	東京都八王子市	会社役員	240	12,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
長嶺 英昌	埼玉県さいたま市南区	会社員	160	8,000,000 (50,000)	当社の従業員
飯島 彰	東京都中央区	会社員	160	8,000,000 (50,000)	当社の従業員
三浦 進	兵庫県姫路市	会社員	35	1,750,000 (50,000)	当社の従業員
野口 修	東京都立川市	会社員	30	1,500,000 (50,000)	当社の従業員
赤羽 一利	東京都東村山市	会社員	30	1,500,000 (50,000)	当社の従業員
石川 直人	東京都西東京市	会社員	30	1,500,000 (50,000)	当社の従業員
中曾根 剛	神奈川県横浜市西区	会社員	30	1,500,000 (50,000)	当社の従業員
中島 博	埼玉県和光市	会社員	30	1,500,000 (50,000)	当社の従業員
長谷川 修穂	神奈川県川崎市中原区	会社員	30	1,500,000 (50,000)	当社の従業員
喜島 泰弘	福岡県福岡市東区	会社員	30	1,500,000 (50,000)	当社の従業員
小野 誉	大阪府堺市南区	会社員	30	1,500,000 (50,000)	当社の従業員
野口 富嗣	東京都府中市	会社員	30	1,500,000 (50,000)	当社の従業員
新保 良央	東京都町田市	会社員	30	1,500,000 (50,000)	当社の従業員
毛利 友比古	東京都板橋区	会社員	30	1,500,000 (50,000)	当社の従業員
吉田 恵美子	埼玉県川口市	会社員	25	1,250,000 (50,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
近藤 郁子	東京都東久留米市	会社員	25	1,250,000 (50,000)	当社の従業員
阿部 真由美	埼玉県所沢市	会社員	25	1,250,000 (50,000)	当社の従業員
真鍋 翻矢人	東京都世田谷区	会社員	10	500,000 (50,000)	当社の従業員
大瀬 義嗣	千葉県松戸市	会社員	10	500,000 (50,000)	当社の従業員
荒井 慎一	埼玉県上尾市	会社役員	10	500,000 (50,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
高野 秀治	埼玉県草加市	会社員	10	500,000 (50,000)	当社の従業員
近藤 貴子	東京都足立区	会社員	10	500,000 (50,000)	当社の従業員
田村 裕志	東京都文京区	会社員	5	250,000 (50,000)	当社の元従業員
高梨 夏枝	東京都足立区	会社員	2	100,000 (50,000)	当社の元従業員
角井 杏里紗	東京都墨田区	会社員	2	100,000 (50,000)	当社の従業員

(注) 1. 退職等により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 平成28年8月23日開催の取締役会決議により、平成28年9月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

#### 新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
立花 隼	埼玉県川口市	会社員	40	3,000,000 (75,000)	当社の従業員
荒井 慎一	埼玉県上尾市	会社役員	30	2,250,000 (75,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)

(注) 平成28年8月23日開催の取締役会決議により、平成28年9月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

#### 新株予約権③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
中本 義人	神奈川県川崎市宮前区	会社役員	10	500,000 (50,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)

(注) 平成28年8月23日開催の取締役会決議により、平成28年9月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行ておりますが、上記「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

新株予約権④

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
國吉 歩	東京都新宿区	会社役員	10	1,200,000 (120,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
遠藤 隆史	Hong Kong, China	会社役員	10	1,200,000 (120,000)	特別利害関係者等 (子会社の取締役)

(注) 平成28年8月23日開催の取締役会決議により、平成28年9月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

新株予約権⑤

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
近藤 貴子	東京都足立区	会社員	10	1,200,000 (120,000)	当社の従業員
角井 杏里紗	東京都墨田区	会社員	3	360,000 (120,000)	当社の従業員
竹澤 英彰	埼玉県越谷市	会社員	3	360,000 (120,000)	当社の従業員
鈴木 一郎	千葉県習志野市	会社員	3	360,000 (120,000)	当社の従業員
厚木 高治	神奈川県横浜市瀬谷区	会社員	2	240,000 (120,000)	当社の従業員
水巻 藍子	東京都杉並区	会社員	2	240,000 (120,000)	当社の従業員
大山 里実	千葉県流山市	会社員	2	240,000 (120,000)	当社の従業員

(注) 1. 退職等により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

2. 平成28年8月23日開催の取締役会決議により、平成28年9月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

### 3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
株式会社キャピタルメディカ（注）1. 2.	東京都港区虎ノ門1-2-3	1,700,000	77.33
株式会社シンシア（注）10.	東京都中央区日本橋箱崎町30-1	111,000	5.05
中村 研（注）2. 3. 5.	東京都三鷹市	83,000 (80,000)	3.78 (3.64)
みずほ成長支援投資事業有限責任組合（注）2.	東京都千代田区内幸町1-2-1	42,000	1.91
かながわ成長企業支援投資事業組合（注）2.	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1	42,000	1.91
オリックス株式会社（注）2.	東京都港区浜松町2-4-1	42,000	1.91
清水 康久（注）4. 5.	東京都八王子市	24,000 (24,000)	1.10 (1.10)
SBIベンチャー企業成長支援3号投資事業有限責任組合（注）2.	東京都港区六本木1-6-1	19,000	0.86
長嶺 英昌（注）6.	埼玉県さいたま市南区	16,000 (16,000)	0.73 (0.73)
飯島 彰（注）5.	東京都中央区	16,000 (16,000)	0.73 (0.73)
SBIベンチャー企業成長支援4号投資事業有限責任組合（注）2.	東京都港区六本木1-6-1	13,800	0.63
SBIアドバンスト・テクノロジー1号投資事業有限責任組合（注）2.	東京都港区六本木1-6-1	10,500	0.48
SBIベンチャー企業成長支援2号投資事業有限責任組合（注）2.	東京都港区六本木1-6-1	9,800	0.45
SBIベンチャー企業成長支援投資事業有限責任組合（注）2.	東京都港区六本木1-6-1	6,900	0.31
荒井 慎一（注）4. 5.	埼玉県上尾市	4,000 (4,000)	0.18 (0.18)
立花 隼（注）5.	埼玉県川口市	4,000 (4,000)	0.18 (0.18)
三浦 進（注）6.	兵庫県姫路市	3,500 (3,500)	0.16 (0.16)
野口 修（注）6.	東京都立川市	3,000 (3,000)	0.14 (0.14)
赤羽 一利（注）6.	東京都東村山市	3,000 (3,000)	0.14 (0.14)
石川 直人（注）6.	東京都西東京市	3,000 (3,000)	0.14 (0.14)
中曾根 剛（注）6.	神奈川県横浜市西区	3,000 (3,000)	0.14 (0.14)
中島 博（注）6.	埼玉県和光市	3,000 (3,000)	0.14 (0.14)
長谷川 修穂（注）6.	神奈川県川崎市中原区	3,000 (3,000)	0.14 (0.14)
喜島 泰弘（注）6.	福岡県福岡市東区	3,000 (3,000)	0.14 (0.14)
小野 誉（注）6.	大阪府堺市南区	3,000 (3,000)	0.14 (0.14)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
野口 富嗣（注）6.	東京都府中市	3,000 (3,000)	0.14 (0.14)
新保 良央（注）6.	東京都町田市	3,000 (3,000)	0.14 (0.14)
毛利 友比古（注）6.	東京都板橋区	3,000 (3,000)	0.14 (0.14)
吉田 恵美子（注）6.	埼玉県川口市	2,500 (2,500)	0.11 (0.11)
近藤 郁子（注）6.	東京都東久留米市	2,500 (2,500)	0.11 (0.11)
阿部 真由美（注）6.	埼玉県所沢市	2,500 (2,500)	0.11 (0.11)
近藤 貴子（注）5.	東京都足立区	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
真鍋 翻矢人（注）6.	東京都世田谷区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
大瀬 義嗣（注）6.	千葉県松戸市	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
高野 秀治（注）6.	埼玉県草加市	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
中本 義人（注）7.	神奈川県川崎市宮前区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
國吉 歩（注）4.	東京都新宿区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
遠藤 隆史（注）8.	Hong Kong, China	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
田村 裕志（注）9.	東京都文京区	500 (500)	0.02 (0.02)
角井 杏里紗（注）6.	東京都墨田区	500 (500)	0.02 (0.02)
竹澤 英彰（注）6.	埼玉県越谷市	300 (300)	0.01 (0.01)
鈴木 一郎（注）6.	千葉県習志野市	300 (300)	0.01 (0.01)
高梨 夏枝（注）9.	東京都足立区	200 (200)	0.01 (0.01)
厚木 高治（注）6.	神奈川県横浜市瀬谷区	200 (200)	0.01 (0.01)
水巻 藍子（注）6.	東京都杉並区	200 (200)	0.01 (0.01)
大山 里実（注）6.	千葉県流山市	200 (200)	0.01 (0.01)
計	—	2,198,400 (198,400)	100.00 (9.02)

- (注) 1. 特別利害関係者等（当社の親会社）  
2. 特別利害関係者等（大株主上位10名）  
3. 特別利害関係者等（当社の代表取締役）  
4. 特別利害関係者等（当社の取締役）  
5. 当社の執行役員  
6. 当社の従業員  
7. 特別利害関係者等（当社の監査役）  
8. 特別利害関係者等（子会社の取締役）  
9. 当社の元従業員  
10. 自己株式  
11. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。  
12. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年11月 4 日

株式会社シンシア

取締役会 御中

有限責任あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 坂井 知倫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神宮 厚彦  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シンシアの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査人の責任は、当監査人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シンシア及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。  
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年11月4日

株式会社シンシア

取締役会 御中

有限責任あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 坂井 知倫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神宮 厚彦  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シンシアの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査人の責任は、当監査人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シンシア及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。  
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年11月 4 日

株式会社シンシア

取締役会 御中

有限責任あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 坂井 知倫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神宮 厚彦  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木村 純一  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社シンシアの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成28年7月1日から平成28年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年1月1日から平成28年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社シンシア及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。  
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年11月 4 日

株式会社シンシア

取締役会 御中

有限責任あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 坂井 知倫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神宮 厚彦  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シンシアの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シンシアの平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。  
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年11月 4 日

株式会社シンシア

取締役会 御中

有限責任あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 坂井 知倫  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 神宮 厚彦  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シンシアの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シンシアの平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。  
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

